

# 令和2年第8回美幌町議会定例会会議録

令和2年9月15日 開会

令和2年9月17日 閉会

令和2年9月15日 第1号

## ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
(諸般の報告)  
日程第 3 行政報告  
日程第 4 一般質問
- |    |       |
|----|-------|
| 5番 | 木村利昭君 |
| 9番 | 藤原公一君 |
| 7番 | 馬場博美君 |
| 1番 | 戸澤義典君 |

## ○出席議員

- |         |        |        |        |
|---------|--------|--------|--------|
| 1番      | 戸澤義典君  | 2番     | 稲垣淳一君  |
| 3番      | 大江道男君  | 4番     | 高橋秀明君  |
| 5番      | 木村利昭君  | 6番     | 伊藤伸司君  |
| 7番      | 馬場博美君  | 8番     | 古舘繁夫君  |
| 9番      | 藤原公一君  | 10番    | 坂田美栄子君 |
| 副議長 11番 | 岡本美代子君 | 12番    | 上杉晃央君  |
| 13番     | 松浦和浩君  | 議長 14番 | 大原昇君   |

## ○欠席議員

なし

## ○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

- |         |       |            |       |
|---------|-------|------------|-------|
| 美幌町長    | 平野浩司君 | 教育委員会会長    | 矢萩浩君  |
| 農業委員会会長 | 千葉正美君 | 選挙管理委員会委員長 | 松本光伸君 |
| 監査委員    | 高木清君  |            |       |

## ○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

- |             |       |          |        |
|-------------|-------|----------|--------|
| 副町長         | 高崎利明君 | 総務部長     | 小室保男君  |
| 民生部長        | 那須清二君 | 経済部長     | 石澤憲君   |
| 建設水道部長      | 川原武志君 | 病院事務長    | 但馬憲司君  |
| 事務連絡室長      | 志賀寿君  | 会計管理者    | 西俊男君   |
| 総務主幹        | 関弘法君  | 防災危機管理主幹 | 河端勲君   |
| まちづくり主幹     | 佐々木斉君 | 政策主幹     | 後藤秀人君  |
| 財務主幹        | 中尾亘君  | 契約財産主幹   | 大場正規君  |
| 税務主幹        | 片平英樹君 | 環境生活主幹   | 渡辺靖行君  |
| 児童支援主幹      | 小室秀隆君 | 福祉主幹     | 影山俊幸君  |
| 健康推進主幹      | 大場圭子君 | 農政主幹     | 田中三智雄君 |
| みらい農業センター主幹 | 午来博君  | 耕地林務主幹   | 中沢浩喜君  |
| 商工観光主幹      | 多田敏明君 | 建設主幹     | 御田順司君  |

施設管理主幹	以頭隆志君	建築主幹	吉田善一君
水道主幹	石山隆信君	病院総務主幹	菅敏郎君
地域医療連携主幹	高山吉春君	事務連絡室次長	横山聖二君
教育部長	田村圭一君	学校教育主幹	遠藤明君
学校給食主幹	斉藤浩司君	社会教育主幹	松尾まゆみ君
スポーツ振興主幹	浅野謙司君	博物館主幹	鬼丸和幸君
農業委員会事務局長	佐々木鑑仁君	選挙管理委員会事務局長	立花良行君
		監査委員室長	

○議会事務局出席者

事務局長	遠國求君	次長	佐藤和恵君
議事係長	鶴田雅規君	議事係	新田麻美君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、令和2年第8回美幌町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番坂田美栄子さん、11番岡本美代子さんを指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

○議長（大原 昇君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る9月8日に、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君）〔登壇〕 令和2年第8回美幌町議会定例会の開会に当たり、去る9月8日、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

本定例会に付議された案件は、議案15件、決算認定8件、意見書案4件、報告事項6件ほかであります。

本日9月15日、第1日目は、まず初めに、町長から行政報告を受けます。その後、一般質問に入りますが、通告順に木村利昭さん、藤原公一さん、馬場博美さん、戸澤義典さんの4名を予定しています。

第2日目、9月16日は、前日に引き続き一般質問を行い、松浦和浩さん、私、上杉晃央、大江道男さん、稲垣淳一さん、岡本美代子さんの5名を予定しています。

第3日目、9月17日は、議案審議へと

入り、議案第46号動産の取得についてから認定第8号平成31年度美幌町病院事業会計決算認定についてまでを審議します。

平成31年度各会計決算認定については、一般会計等及び企業会計の決算審査特別委員会をそれぞれ設置し、閉会中の継続審査とします。

その後、意見書案の審議、報告案件などを予定しています。

次に、本定例会において意見書の提出を求める要請・陳情を5件受理していますので、その取扱いについて報告いたします。

北海道索道協会からの軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情、北海道町村議会議長会からの新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書提出の要請、国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書提出の要請、農民運動北海道連合会からの種苗法の改定に関する意見書提出の要請、美幌町農民同盟からの種苗法改正案の慎重な審議を求める要望意見書の提出についての陳情については、意見書案を作成し、本定例会において審議することといたします。

以上のとおり審議を進めることとし、会期を本日9月15日から9月17日までの3日間とします。

なお、審議の進行状況によっては、日程を変更する場合がありますので、議員及び行政職員各位におかれましては、御理解と御協力をお願いいたします。

議員各位は、さきに質問した議員との重複質問を避け、簡潔な発言に努め、慎重なる審議に皆さんの協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには真摯な答弁と対応をお願い申し上げて、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

○議長（大原 昇君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本定例会の会期を、本

日から9月17日までの3日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月17日までの3日間と決定しました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので、御了承願います。

なお、高木監査委員、所用のため明日欠席の旨、松本選挙管理委員会委員長、千葉農業委員会会長、所用のため明日以降欠席の旨、それぞれ届出がありました。

また、本定例会中、議会広報及び町広報のため写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、併せて御承知お願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### ◎日程第3 行政報告

○議長（大原 昇君） 日程第3 行政報告について。

町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 本日、ここに令和2年第8回美幌町議会定例会が開

催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、行政報告と提出案件の概要について御説明申し上げます。

行政報告といたしましては、公立高等学校配置計画による美幌高等学校の1学級減についてであります。

6月2日付で北海道教育委員会では、公立高等学校配置計画案、令和3年度から令和5年度を策定し、美幌高校については、令和5年度に1学級減、学科検討中との内容が示されました。

これを受けて、美幌高校を守る会において、北海道教育委員会教育長に対し、令和5年度北海道美幌高等学校学級減（1間口）の撤回を求める請願書と町内外からの1万4,400筆の署名簿を提出するなど、1学級減の撤回を求めてきたところであります。

9月7日には計画案のとおり、令和5年度に1学級減、学科検討中との内容が示されましたが、その決定の時期については、地域の検討状況等を勘案し、令和2年度から令和3年度に先送りをするとした計画が公表されたところであります。

美幌高校の1学級減については、令和3年度に決定が先送りされたとはいえ、美幌高校の生徒募集にも影響が出ることが懸念され、依然として厳しい状況にあると認識しております。

今後におきましても、引き続き、北海道教育委員会との協議を継続するとともに、美幌高校並びに美幌高等学校教育振興対策協議会と情報共有を図りながら、生徒募集活動を充実させ、一人でも多くの入学者を確保できるよう、美幌高校の魅力化に取り組んでまいりますので、議員各位の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

次に、御提案いたします議案等について御説明を申し上げます。

動産の取得について。

議案第46号は、美幌町役場庁舎備品等（什器・家具）を、議案第47号は、美幌町小中学校情報機器端末を、それぞれ入札結果に基づき取得することについて議決をいただきたいのであります。

工事請負契約の締結について。

議案第48号は、美幌町小中学校内情報通信ネットワーク環境整備工事について、入札結果に基づき契約することについて議決をいただきたいのであります。

美幌町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について。

議案第49号は、平成28年3月に策定した市町村計画について、令和2年度に実施する一部の事業が未登載であることから、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、美幌町過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更しようとするものであります。

規約の変更について。

議案第50号北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について、議案第51号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について、議案第52号北海道市町村総合事務組合格約の変更について、以上3件については、脱退する団体が生じたことから、規約の変更を行おうとするものであります。

条例の改正について。

議案第53号美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、美幌町地域公共交通活性化協議会の委員を新たに追加する改正を行おうとするものであります。

議案第54号美幌町税条例の一部を改正する条例制定については、地方税法等の一部改正に伴い、未婚のひとり親への所得控除の適用等、所要の税条例の改正を行おうとするものであります。

令和2年度各会計補正予算について。

一般会計につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として、高度無線環境整備事業のほか4事

業の総額、4億1,908万4,000円を、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用した施設従事者慰労金として30万円を、地域公共交通計画の策定に伴う協議会への負担金として245万3,000円を、廃棄物処理場第Ⅲ期埋立処分場の残余容量調査業務委託料として207万9,000円を、森林環境譲与税を活用した森林環境整備への補助金として3,568万1,000円の増額などを行おうとするものであります。

国民健康保険特別会計につきましては、過年度国民健康保険給付費返還金の増額を行おうとするものであります。

介護保険特別会計につきましては、過年度介護給付費返還金の増額などを行おうとするものであります。

公共下水道特別会計につきましては、地方債の増額による財源振替などを行おうとするものであります。

水道事業会計につきましては、国道240号線の路肩拡幅工事に伴う配水管布設替工事の増額を行おうとするものであります。

病院事業会計につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用した従事者慰労金の増額などを行おうとするものであります。

決算認定について。

平成31年度一般会計、特別会計及び企業会計の全会計について、監査委員による決算審査が終了いたしましたので、議会の認定を賜りたいのであります。

報告事項について。

報告第9号健全化判断比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告いたします。

報告第10号資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告いたします。

報告第11号放棄した債権の報告については、美幌町債権管理条例第7条第2項の規定に基づき報告いたします。

なお、細部につきましては、後ほどそれぞれ御説明申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。行政報告と提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしく御願ひ申し上げます。

○議長（大原 昇君） ただいまの行政報告、公立高等学校配置計画による美幌高等学校の1学級減についての質疑を許します。

質疑は1人3回までといたします。

13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 行政報告の内容で、今後、美幌高校の削減にどのように頑張らないといけないのかというところが、私も議員ですから、議員のほうはどういう活動をしているのだという問い合わせがこの間もありました。

その中で、私たち町民も含めて、どのような対応ができるのかというところがまだ見えていないと思ひまして、ここに書いてあるとおり、今後いろんな情報共有をしながらという中で、生徒の募集だとか、魅力ある学校ということになりますけれど、教育関係者以外、町民の関心ある方々も、今回署名はやりましたけれど、今後、どのような形で町の執行部とともに活動するのかという計画がありましたら一つでもいいですけれど、多くの町民も気が楽になると思ひますので、何かありましたら御説明願ひます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 町民の皆様にお願ひしたいことは、今回の行政報告の中にも書かせていただきましたけれども、1人でも多くの入学者を確保したいということでもあります。

これは大きく二つありまして、一つは、美幌町から卒業される生徒の皆さんに少し

でも美幌高校に行っていただけるように、自分の周りの方々、それから、関係者がいればぜひお話をさせていただきたいと思ひます。

もう一つは、今、農業高校で2間口80名の定員でありますけれども、農業科につきましては、オホーツク管内で入学をしていただくということを兼ね備えている学校でありますので、町外の方々、農業に興味を持っている方、それから、農業の後継者として望まれる方々がいらっしゃれば、その方々にぜひ美幌には寮もありますので、来て学んでいただきたいというお願ひをしていただきたいというのが一般の方々に対するお願ひでございます。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 1日でも早く目に見える活動をしたほうがいいのかと思ひています。

私たち議会も、過去の間口削減時もいろんな活動をしようとしましても、北海道教育委員会の考えるものですから、なかなか町とともにという活動でないとできないものですから、具体的にいろんな面で動かないといけないのかなど。

その中で、町長に聞いた農業科の関係も、美幌高校から東京農大だとか、酪農大学に進学する方もいると思ひますけれど、ぜひ教育の幅を広げるのであれば、大学への間口、推薦枠を増やすだとか、あとは、農業の研修生、要するに専門学校だとか、機械関係とか、そういう農業に関連する学校の誘致、学校の設立、もしくはそういうところとの連携を強化する方策もどのぐらいまでいけるのかというところが重要かと思ひますので、その辺は農業を取り巻く進学制度等について何か考えがあればお願ひします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 美幌の農業科につきましては、私も教育長をさせていただい

たこともあって、管内、それから、管外の中学校に行ってアピールをさせていただいたのは、松浦議員がおっしゃった、東京農大とか、帯広畜産大学に入る場合に、普通科よりも有利だというお話をさせていただいております。

普通科は、どちらかという学科とか、成績でいけばテストとかそういう部分が大きなポイントを占めるのですけれども、農業科については、実習とか、実験と言ったらいいのですかね、そういう経験的な部分を数値化して、平均点が普通科よりも大体高くなりますので、そうすると、推薦で畜大に入る場合には、普通科よりも農業科が有利という、そういうことを皆さん御存じないところが多いので、そういう農業科のメリットをしっかりと今までも伝えてきましたけれども、今後、そういう利点についても、管内に実際には回っていただいているのは教育長でありますけれども、教育長と学校の関係者、校長、教員等としっかりとアピールしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 私は、2点ほど説明をお願いしたいと思います。

1点目は、日付は入っていませんけれども、8月20日に美幌高校を守る会で、教育長が随行され、1万4,400筆の署名を道教委に出したときの道教委の回答はどうだったのか、1点お知らせいただきたいと思っております。

2点目については、今松浦議員が質問したことについては重複を避けます。

後段の中で、北海道教育委員会との協議を継続するとともにとありますけれども、これは具体的にどう協議をするのか、そして、今後の道教委との協議の方向を、具体的な案があれば説明をお願いしたいと思います。

以上2点お願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） ただいまお尋ねの1点目、道教委への請願の関係でございます。

請願につきましては、8月20日、北海道教育委員会教育長に対しまして、美幌高校を守る会、美幌高校PTA会長と同窓会でございます美幌高校報徳会の会長と、美幌高校教育後援会の会長の3人と私が同席させていただきましたところでございます。

また、紹介議員として北海道議会議員の高橋文明議員に同席いただいております。

この中で、北海道教育委員会小玉教育長からのコメントでございますが、今回の計画案は、一つの案として提案させていただいたもので、必ずしも機械的に減じたわけではないということをお理解いただきたいということと、今後最終判断をしていくところということでございました。

また、道教委といたしましても、未来を見据えたオホーツク農業の人材育成の重要性は考えており、農業後継者が希望したくなるコースづくりが重要であるというコメントをいただいたところでございます。

次に、今後、北海道教育委員会と協議を継続するという関係でございますが、御承知のように美幌高校は、町民の皆さんや町にとって、次代を担う人材を育成していくためになくてはならない学校であり、今後も間口確保を初めとした振興策、支援策を学校設置者であります北海道、北海道教育委員会と協議を続けていくことはもちろんのこと、令和2年度中に各学校、これは北海道の全公立学校でございますが、高校と地域との協働を進めるために、魅力化の取組実施のための具体的な計画を策定するとされております。

この実施に必要なことについて、地域として積極的に道教委にも声を出していきたいと思っております。

計画の内容でございますが、生徒や保護者にとっての高校の魅力化とは、地元の子



供たちが地元の高校に進学し、多様な進路希望を実現できるように、保護者も安心して地元の高校に進学させることができる高校であるとうたわれているところでございます。

これらにつきましては、町民の皆さんも望んでいることが合致している部分も多々ございますので、この計画をつくっていく中で、町といたしましても積極的に関与していきたいと思うところでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 先ほどの松浦議員の質問の答弁の中にもありましたけれども、道教委に働きかけをする中で、生徒募集も本当に大変なことだと思います。

ぜひ、道教委と連携を取りながら、機会あるたびに要望活動をしていただきたいということが1点と、あわせて、計画案が本当に魅力ある美幌高校にするために、定員がさらに増える、欠員がないようにやっていただきたいということで、計画が今後、変更になるような取組をしていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 二つお聞きしたいと思っております。

一つは、地元の道立高校への地元中学校卒業者の進路の希望者が少ないということについては、基本的に大問題だと思いますので、これについては、先ほど教育長から示された魅力をどう高めていくのかということで、地元としての魅力づくりの取組をぜひ進めていただきたいということで、これは様々な方策が出てくると思いますけれども、一つは要望です。

もう一つお聞きいたします。

これは学級定数との関係です。

今、新型コロナ対策の中で、文科省が義務教育の小中学校については、少人数学級をやらなければいけないという方向性を、つい最近も確認しています。

道立高校においても基本は同じだなど。感染対策上、ソーシャルディスタンスを確保するために、現在の定員を削減せざるを得ない客観的な状況に置かれているのだろうと思うのですが、この点での道教委としてのスタンスが全く見えません。

当然に40人学級を分母として、応募者が2分の1を下回っているのではないかということのみをもって、希望者が少ない。これが学級削減の基本的な線引きになっている。

これを、例えば35人、あるいは30人、どれだけの定数にすべきなのかということが根本的に議論されていないで、従来の枠組みの中で応募者が少ないということについては、到底容認できないと思いますので、一つは、道教委の学級の定数削減の問題、これを現状ではどうなっているのかお伺いしたいと思います。

もう一つは、農業科2間口の存続における学区外の入学定員の比率の問題です。

私はよく承知していませんけれども、5%枠だと思われま。そうしますと、定数40人に対して5%、2人です。これでいいのかという問題が当然にある。

全道的に美幌高校の農業科の位置づけももちろん大事なことだと思いますが、全国的に北海道農業は大変高く評価されて、注目を浴びる可能性を持っているのに、2名の枠で対応するというのは、しかも、学級が維持できていないという状況の下で、これも根本的に考えざるを得ないのではないかと思います。

大きな投資をして、非常に実習の環境が整ってきているときに、機械的に5%だからしょうがないということには断じてならないと思うのですが、この辺の可能性と、あるいはここを打破するための取組が求め

られているのではないかと思いますので、この2点についてお聞きしたいと思ます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 1点目の学級定数の削減の問題ということで、新聞等で高校だけではなく、小中学校のことは、文科省で協議されている状況は聞いているところでもあります。

今の段階で、大江議員がおっしゃったことの切り口として、要は、定数が40名ですけれども、コロナ禍においては、やはり定数を下げていく必要があるということに対して、間口の削減という切り口では、私は同感に思うところはあります。

しかしながら、例えば、普通科であれば、美幌高校に今回入学したのは令和2年度であれば45人、これは今みたいな論理は成り立つと思うのです。

ただ、いかんせん農業科については、二つ合わせて20人です。ですから、40人を30人というのですけれども、余りにも30人と離れていると、それはそれで話としてはわかったよと言っても、あなたの学校はといった場合に弱いところがあるので、やはり農業科に入っていただく生徒を増やす必要があるというのが正直なところでもあります。

もう1点の5%枠については、これは一応あるのですけれども、定数を満たさない場合は、基本的には受入れを拒否しないということをおっしゃっていただいています。

私どもも、管外からの部分は5%枠、それから本州の部分で5%枠をはめて、非常に困るという話をしていたのですけれども、最終的には、定数が少ない場合はそれを超えて希望すれば、全部入れても構わないという回答をいただいているので、今のところは5%枠についてはこだわっておりません。

ただ、たくさんいたときに、その5%を全部解除して、美幌高校へ全国から来たれ

ということが、やはり一つの判断としなければならない、例えば、大空町のように管内になかなか難しいということであれば、町で高校を設置してでも全国から来てくださいという方策も考えられるでしょうけれども、美幌町において、私の立場としては、道立でしっかり学校を維持していただきたいという思いでありますので、そこまでは考えていない状況であります。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 農業科の学区につきまして御説明をさせていただきたいと思ます。

美幌高等学校農業科の学区につきまして、基本的には道内一円が学区となっております。その中で、道外から出願ができる学科といたしまして、生産環境科学科が従来5%枠ということで、40名の定員に対しまして2名の道外からの受入れが可能ということとなっております。

令和3年度からの公立高校の入学選抜におきまして、新たに地域資源応用科を加えるということで道教委から発表されておりますので、令和3年度、来年度からは5%枠については地域資源応用科も追加されるということで、合わせて4名の道外からの入学枠になっているという状況でございます。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 普通科については、私は間口定数の削減をしっかりと対処するように迫るべきだという考えはそのとおりです。

農業科について、今、学区は全道一円で、本州方面からは5%、2間口なので4名という状況です。私は申し上げたとおり、なぜ5%枠を設けるのかということそのものに疑問があります。

実際は弾力的に取り組みられる可能性を持っているのであればなおさらですが、やはり北海道農業の中の美幌高校の位置づけと

というのは、大いに全国的に発信すべきだと思っていますし、それは地元、美幌も含めて、北海道の農業の後継者の確保という点では非常に大事な取組になると思います。

あわせて、美幌高校農業科の非常に有利な線ということは、まだまだ宣伝が足りないと思います。高校のホームページを見ていますが、まだまだPRが行き届いていないかなと実は思っています。

町長がお話しされた有利性というのは、なかなか見えません。これはOBの中からも出ている話で、もっと宣伝してほしいということです。

高校も含めて、入学者の定数は大学も入学定員の減少が大変大きな問題になっています。

そこの関係で、やはり優秀な学生を確保するために、各大学に対するPRも求められているし、農業科に行けばこういう未来が頑張れば開けるよというPRも、ぜひ進めていく必要があるということです。

第1回目の答弁で基本的な方向は見えましたので、ぜひ、町長、教育長、町を挙げて、議会も挙げてしっかり取り組んでいきたいと思っておりますので頑張ってくださいと思います。

**○議長（大原 昇君）** 11番岡本美代子さん。

**○11番（岡本美代子君）** 7月にアンケートを実施して、そのアンケートを読み解きますと、やはり、保護者、生徒共に高校卒業後の進路に有利なところを選ぶという結果が出ています。

先ほど町長答弁で、畜大、農大の推薦枠があり、有利なところもあるということだったのですが、農大、畜大ともに入った後に非常にレベルが高くて苦勞するのではないかと懸念もあります。

美幌高校は、進学クラスをつくっていませんけれども、本当にしっかり勉強する体制ができているのかということ、町長なり教育長なり、どういう現状にあるかをまず

把握しているのかというふうに思っています。

そして、美幌高校の間口削減に当たっては、今年の中学3年生の皆さん入学してくださいと言っても、注目されるのは今年の3年生の進路先だと思うのです。

進路先を生徒の保護者も今年は特に注目してくるのではないかと考えています。今年の生徒の実績を町民も注目して見ていると私は捉えていますので、町として、進路先に対して、進路指導の充実によろしく、もし進路指導の先生が手が足りないというときに町として支援することができるのではないかと、その辺を町の対応で補えるものがあれば、来年の春は、コロナ禍で本当に大変な受験のときだと思います。ただ、美高の先生方と連携をとって、こういうところが足りないというところで、町が補うことができれば私は考えているのですけれど、今年の子どもに実績を出してもらうために、できることがないかと私は思っていますので、お答えいただきたいと思っております。

**○議長（大原 昇君）** 教育長。

**○教育長（矢萩 浩君）** ただいまの岡本議員の質問でございますが、まず、美幌高校の学習の状況についてでございますが、私ども教育委員会は頻りに美幌高校と打合せをさせていただいているところであり、せんだってお伺いしてまいりました。

その中で、例えば、受験生に対してどういうフォローをしているかというお話をいただいております。

これにつきましては、町から支援させていただいておりますのがスタディサプリ、いわゆるパソコン、タブレットで使います学習ソフトを提供させていただいております。

こちらにつきましても、生徒に非常に浸透しているところでありまして、希望する生徒につきましては、2科目、3科目と御自身で取り入れてやっている状況でありま

す。

また、講習の状況でありますけれども、こちらにつきましても非常に充実しているというところがございます。

懇談の中では、町としてどういった形で学力向上、さらには講習対策でお手伝いできることがあるかということも投げかけております。

これにつきましては、また今後開催いたします高校振興対策協議会、こちらに向けて協議をしていきたいと思っております。

二つ目でございますけれども、美幌高校のPRが不足しているということは、これは高校も、町も否めないところでございます。

この中で、先ほど町長からも答弁させていただきましたけれども、出口のPRですが、こちらは非常に保護者にとっても生徒にとっても、非常に重要な部分でございます。

説明等をする中では非常にPRしているのですけれども、これもせんだって懇談の中で意見がありましたのは、中学校あるいは小学校に対してもPRしてまいります。

その中で、生徒の生の声、こういったことを取り入れて発信ができればどうかというお話もさせていただいております。

やはり、実際に現役の高校生からの意見というのは、これから受験しようとする中学生に対しても大きな励みになりますし、参考にもなる部分だと思いますので、そういった点についても積極的に取り入れていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） スタディサプリなどをやっているということですが、美幌高校に対する支援は、ここ数年、過去から見ると本当に手厚くなっている状況も把握しています。

ただ、アピールが足りないということもありますけれども、保護者とか生徒というのは、誰がどこに行ったかとか情報をすごく一生懸命集めています。

当事者の方々は、そういうのも抜け目なく把握しているということで、やはり実績を出すことが1番説得力のあるアピールの仕方ではないかと思っております。そしてそれは、生徒の進路につながるのだと思っております。

例えば、勉強面で足りないことはないですとおっしゃっているかもしれませんが、その辺を十分に、例えば、退職の教員を雇ってとか、何かできることがあれば、現実的な対応ができるのではないかと思いますので、その辺、連携をとっていただきたいと思っております。

それと、例えば、東京農大は生徒が減らない大学として報道されていますけれども、授業料が結構高いということで、例えば、その辺の応援を今後また考えていけるのではないかと思いますので、唐突にこんなことを申し上げてもすぐ答えがもらえるとは思いませんけれども、その辺の行きたいけれども経済的にという方の話を結構聞いておりますので、その辺のことも今後考慮してあげるべきではないかと思っております。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、岡本議員から町民が、今年度の卒業者がどのように進学するかを見ているというお話をされたのですけれども、できれば見ているだけではなく、今回1万4,400筆の署名をされた方は、どういう思いで署名されたかを署名した人は責任を持ってほしいと私は思っております。

なかなか核心は触れられない部分があるというのは、正直言って、美幌高校の状況でいけば、皆さん北見に行ってしまう。網走に行きます。どちらかという、進学、要はできる子が行っています。それ以外というのは美幌ですけれども、美幌の

全体的な分布というか、要は成績がどの辺のエリアが来ているかという、年々下がっています。

その中で、いろいろな手を打って、言うならば、いい大学に進学してくれと言っても非常に難しいところもある。

ただ、ピンポイントで、今まであるのですけれど、農業科の子がどうしても国立の本州の学校に行きたいということがあって、学校としては先生方がその生徒について何とか実現しようと、そういう意味では非常にいいところもあるのですけれども、やはり根本的には町民の方が署名したように、間口をなくして必要なかということを考えてもらわないと、ふだんは様子を見て、みんな北見に行っていますでは本当に困ると思うのです。

そのときに、もし町がと言うのであれば、近隣でやっています国立に入ったらどれだけ出しますとか、将来どここの大学にこういうふうに入ったら授業料をどうしますというところまでいかなければならないのかどうかということは、逆に私は皆さんにお聞きしたいというか、そこまでしない限りは、私は美幌高校を守っていけないと思うのです。

だから、署名はしてくれるけれど、みんな北見に行く。ここを変えていかないと。そのことを変える努力を私どももしますけれど、町民の方々も意識してもらわないと、私は本当に難しいと思っています。

ただ、今はコロナ禍ということで、経済が余りいい状況になってこない中において、あえて隣町まで交通費を払って学校に行くのであれば、みんなで地元の学校に行こうということを、皆さんで大きな声で一緒に言って、そして、入った子をしっかり育てて、それなりの実績をつくる努力はしたいと思うのですけれど、そういう協力をしていただきたいと私は思っています。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 以上で質疑を終わります。

これで、行政報告を終わります。

暫時休憩します。

再開は、11時といたします。

午前10時52分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

町長。

○町長（平野浩司君） 1点訂正をさせていただきますと思います。

先ほど、岡本議員の答弁の中で、できる子は北見に行っていると、そのような発言をしました。非常にこの発言は不適切であると思っております。

美幌高校においてもすっかり学んでいる子供たちがたくさんおりますので、先ほどのこの発言については、訂正をさせていただきますと思います。

申し訳ございません。

#### ◎日程第4 一般質問

○議長（大原 昇君） 日程第4 一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君）〔登壇〕 それでは、さきに通告をしておりましたとおり、大きく三つの質問を私からさせていただきます。

まず一つ目であります。

宿泊施設・バンケットホールの整備についてでございます。

（1）ホテルの誘致とバンケットホールの整備について。

50年もの間、美幌町の宿泊やイベント会場として大きな役割を果たしてきた美幌グランドホテルが5月末日に閉館しました。

この出来事は、もともと宿泊施設が課題であった本町において、経済面で大きな打撃となっております。

グランドホテル閉館前の美幌町の宿泊施設は、7施設、約120の客室が確保されておりましたが、グランドホテルの閉館により、現在は6施設、約80室と大幅な減少となりました。

まだ80室あるという考え方もできますが、民宿は長期滞在の建設業や運送業従事者の利用が多いため、その他のビジネスマンや一般客の町内宿泊が困難であるという声が多数聞こえております。

また、美幌町の風物詩にもなっておりますビールパーティーなどのイベント、大型の式典の開催にも影響が出てくるのが懸念されます。

以上のことから、ホテルの誘致、そしてバンケットホールの整備は喫緊の課題として取り組まなければならないと考えます。

町が建物を用意し、そこに民間のホテルを誘致することや、固定資産税や初期投資の支援を明確にし、ホテルの誘致を行うなどの対策が必要と考えますが、町長の考えをお聞かせください。

大きく二つ目であります。

美幌みどりの村の利活用について。

美幌みどりの村の今後の有効活用方法について質問いたします。

昨年9月定例会において、観光拠点の構築のための美幌みどりの村の再開発について一般質問を行わせていただきました。

また、平成28年8月につくられた美幌みどりの村あり方検討委員会の提言書を見ると、アウトドアやアクティビティーを含めた体験型観光の拠点になり得る。その可能性について探る必要がある。冬季間の歩くスキーやスノーシューを利用した冬季キャンプの検討も必要との提言がありました。

ワーケーションの促進などで、都会から人を呼ぶということは、美幌町の自然を生

かしたプログラムやアクティビティーを整える必要があり、それには、美幌みどりの村は最高のフィールドだと考えております。

コスト面を考えるのであれば、サバイバルゲームフィールドとしての活用や小型四輪バギーを使った自然道散策、冬季間はテントサウナを含む冬季キャンプやクロスカントリースキーでの自然道散策などの有効活用も可能と考えますが、美幌みどりの村の有効活用について町長の考えをお示しください。

続きまして、大きく3点目の質問です。

事業者の後継者対策について。

地域おこし協力隊制度活用による後継者確保について質問いたします。

美幌町には、飲食店や小売店、製造業など商工業事業者が多く存在しており、美幌町の経済の一翼を担っております。

町民からも古くから愛されるお店がたくさんありますが、多くの事業者が高齢、そして後継者不足により、いつ閉店してもおかしくない、私の代で終わりだという声が聞こえてきます。

後継者不足の大きな原因には、後継者を雇うための給与の捻出が挙げられます。

後継者が一人前になって自分自身で稼ぐことができるようになるまでの間、その給与を捻出できるほどの体力が事業者にはないのです。

しかし、これを民間の問題として捉えていると、美幌町の魅力あふれるお店がどんどんなくなってしまい、経済の衰退にもつながりかねません。

そこで、地域おこし協力隊の制度を活用し、町外から人を誘致することで、後継者のいない事業者を引き継ぐ仕組みをつくることができれば、移住者の促進にもつながり、事業の継続も可能になるのではないかと考えます。町長の考えをお聞かせください。

以上3点、答弁よろしく願いいたします

す。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 木村議員の御質問に答弁いたします。

初めに、ホテルの誘致とバンケットホールの整備についてであります。美幌グランドホテルは美幌町最大規模の宿泊施設として、50年の長きにわたり営業を続けていただき、惜しまれつつ5月末に閉館いたしました。

この間、多くのビジネス客や観光客に利用され、スポーツ合宿の受入れにも協力していただいております。

また、宴会や大規模な会議でも数多く利用されており、町における宿泊施設の要になっていたものであります。

このように多くの方が利用されてきました施設が閉館となったことから、影響は非常に大きいものであり、早期の宿泊施設確保の必要性は認識しているところであります。

町が直接建設することは考えておりませんが、御提案いただいた内容につきましては、宿泊施設確保のための有効な手段であると考えますので、今後、支援の手法について検討してまいりたいと考えております。

なお、現在の新型コロナウイルス感染症対応は、長期化が予想され、今後どのような負担が出てくるのか先が見えないこともあるため、その影響の推移や観光の動向など、時期を見定め、宿泊施設の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、美幌みどりの村の今後の有効活用方法についてであります。みどりの村は自然環境を活用し、地域住民や都市生活者に体験学習や野外活動の普及推進を図り、都市と農村の交流を深めるなど、地域住民の余暇の有効活用と、健康増進並びに福祉・文化の向上を図ることを目的に、各種イベントの開催、農産加工の講習会の開

催、森林公園キャンプ場の管理運営、体験農園などの事業を実施しております。

イベントについては、町民の方々を初め、多くの方に楽しんでいただけるよう、四季を通じたイベントを実施しております。

今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止しているイベントが多くなっていますが、例年であれば、子供の日イベント、ふれあいまつり、アムノルドコンサートなどを実施しております。

特に、森林公園キャンプ場においては、自然休養村としての役割が受け入れられ、多くの家族連れなどの利用があり、令和元年度の利用者数は宿泊と日帰りを合わせ1万261名となりました。

提言書にもあるように、みどりの村は森林公園キャンプ場と農村公園を核に宿泊施設及び農産加工室があり、自然に触れ、環境を学び、木や土に触れ農林業について学び、さらに食育や健康づくりに活用するなど、町民の学びと憩いのエリアとして将来においても必要な施設であります。

今後につきましては、この自然環境を生かしてワーケーションの拠点施設の整備を進めていきたいと考えており、引き続き、町内外の方々の学びと憩いのエリアとして、多くの皆様に来ていただける施設にしていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、地域おこし協力隊制度活用による後継者確保についてであります。本町における事業所数は、経済センサスの調査結果によりますと、公務を除き、平成26年には945事業所であったものが、平成28年には866事業所となっております。

また、昨年10月に商工会議所で実施されました事業承継に関する意向調査の結果によりますと、回答数75社のうち、後継者・候補者がいるという回答が50.7%であった一方、後継者・候補者がどちらもないという回答は33.3%を占めており、

後継者不足については大きな問題と認識しているところでもあります。

これらのことから、今後の事業活動や町全体の経済を支えていくには、後継者の確保が重要な課題であると考えており、現状の事業承継に対する支援といたしましては、国の制度である事業承継補助金や税制・融資保証制度の紹介、セミナーの開催など、商工会議所と連携しているところがあります。

御提案の地域おこし協力隊制度を活用した後継者の確保につきましては、他の市町村において実施されている様々な事例を研究するとともに、商工会議所とも協議しながら、町独自の方法で事業承継支援ができないか検討をしてみたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁をいたしましたので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） それでは、1番のホテルの誘致とバンケットホールの整備についてから再質問をさせていただきます。

私の質問では、宿泊施設とバンケットホールの整備についてということで質問させていただきました。

その中で、今いただいた回答を聞かせていただきますと、バンケットホールの整備についての御答弁がなかったと思っております。

もちろん、ホテルも大切な部分かと思うのですが、最初の質問にもありましたとおり、美幌町の名物とも言えるビールパーティーの開催、こちらを心配する声が、町民の方、それと、お店をやられている、要は今後の経済の影響の部分で心配する声が多く聞こえてまいります。

バンケットホールを民間で建設するのはかなり難しいことだと私も思っておりますので、現状の美幌町の状況を見ますと、やはり当面の間は町民会館の中ホール、そし

て小ホールの併用利用、これが現実的かと思うのですが、バンケットホールに関してお考えはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） バンケットホールについては、今、宿泊施設の中で、ホテル等を考える中においては、バンケットつきホテルというのは基本的には考えておりません。

既存のところでは何とか対応していただきたいという思いがあって、やはりバンケットというか、大きな会議室とか催事室を維持するのが、他の町村の事例を見て、なかなか難しいだろうと考えておりますので、宿泊施設については努力すると回答させていただいておりますけれども、バンケットつきということについては考えておりませんので、御理解よろしくをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 今、町長から答弁いただきました。

ビールパーティーに固執しているように聞こえるのですが、決してそういうことではございません。人がまちに大きく流れるようなイベントということで、総称してビールパーティーという言葉を使わせていただいておりますが、まちに人が流れるということを考える上では、グランドホテルの立地はすごいよかったですのではないかと思います。

しかし、現状グランドホテルはなくなってしまって、町なかでそのまま人が流れる立地でどこが1番いいのかとなったときに、やはり町民会館という形になると思うのですが、実際、町民会館でビールパーティー等を実施することに関して、使用の部分に関しては問題ないのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 問題ないと理解しております。



○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 私はビールパーティー等を開催したいという方々からお話を伺った中で、町民会館でのネックというのが、町民会館3階の中ホールと併設している簡易的な料理を温めて出すような部屋がありますが、そこで調理することが難しいという部分で、それがかなりネックになるということだったのですけれども、例えば、こちらに町内の飲食業者が入って、簡易的な調理もして料理を出せるといった整備の考えはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 町民会館の中ホールにある厨房機能でありますけれど、基本的にはそこで加工をする、調理をするということについては許可を取っておりませんので、できないと考えていただければと思います。

ただ、そこを調理をするというふうに踏み込むことについては、管理の仕方も含めて、誰でも自由に入って、そこで加工するということについては、保健所の許可が出ないと思いますので、そういう手法についても抜本的に考えなければいけないかなと。

もし可能であれば、今までは、ビールパーティーなどをこういう形でやってきたから、それを継承するために、そのとおり使いたい。でも、使えないということであれば、今までのやり方の考え直しをお願いできないかというのが正直な気持ちでございます。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） それでは、バンケットホールは1回置いておきます。

次、ホテルの部分です。

現在、美幌でホテルを経営したいとか、興味を示している企業等から町にコンタクトがあるならば、わかっている範囲で教え

ていただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今のところ正式にお聞きしているところはございません。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 最初にお話しさせていただきましてとおり、グランドホテルの機能、美幌町において果たしてきた機能は本当に大きかったというのが、なくなって気づくといいますか、思い知らされた部分があると思います。

宿泊施設について、私が心配の声として受けているのが、宿泊施設が整うまでの間のラグビーの合宿であったり、あとはビホロ100キロメートルデュアスロン大会の参加者、要は大人数の宿泊が伴うイベントの受入れがある場合、宿泊をどうしたらいいだろうということで、心配する声を受けるのですけれども、その辺りの対応というか、何か考えがあればお話しいただければと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 大人数の受入れが伴う宿泊ということでありましてけれども、正直言って、これといった提案できるような考えは持っておりません。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 新型コロナウイルスの影響等もあって、全国的な企業の動きとか、経済的な部分の動きが鈍くなっていると重々承知しております。

最初の町長の答弁にもありましたが、新型コロナウイルス感染症が長期化、先の見えない中ということでお話しいただきました。

現状ホテルがなくなった中で、コロナウイルスの影響がある。これがよくも悪くもという部分ではあるのですけれども、動きたいけれど動けないという中で、ホテルの誘致が難しい、そういった団体に密になる

動きができないというところで、今準備期間として時間を有効に使えると思っておりますので、ぜひ、ホテルの誘致、こういったところは、民間の力で全て解決できるにこしたことはないと思うのですけれども、現状はなかなか難しいです。やはり行政のサポートを受けて、ホテルを誘致することを町民も望んでいるという声を私はかなり聞きますので、そういったところを真摯に受け止めていただいて、御対応いただけたらと思います。

それでは続いて、大きく2番目の再質問に入らせていただきます。

最初の町長の御答弁にありました、美幌みどりの村森林公園、キャンプ場とともに、町民の学びと憩いのエリアとして大変重要な施設であるという御答弁をいただきました。

令和元年度に関しては、森林公園キャンプ場の利用者が1万人を超えたということで伺っておりますが、みどりの村森林公園、この施設は、ほかの町で今こういった施設をつくりたいと言っても簡単につくれる規模ではないと思うのです。

美幌みどりの村は、美幌町にはみどりの村ありというぐらいすばらしい施設だと思っております。なので、やはり美幌の今後の観光とか、子供たちの体験学習の部分でも大きな役割を担っていくのではないかと私も思っております。

その上で、さらなる来場者を増やす、そして、答弁にもありましたワーケーションの施設といったことを検討するのであればなおのこと、みどりの村での体験コンテンツ、またはアクティビティーの整備が重要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） みどりの村全体については、答弁にも書いてございますけれども、下の農村エリアと上の森林公園エリアと大きく分けております。

そういった中でいけば、木村議員からお

話があった森林公園ですので、森林内でのアクティビティーをメインとした体験活動ができるフィールドができればいいのかなとは私も思っているところであります。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） コストがネックになってくると思うのですが、私は議員活動の中で、いろんな事業者の方とも話をさせていただくのですけれども、みどりの村のフィールドを使わせてほしい、ぜひそういったところでアクティビティーをやりたいという声が結構聞こえてきています。

その上で、例えば、民間で募集して、みどりの村のフィールドを生かしたアクティビティーとか、体験コンテンツをやっているのも一つ手段としてありだと思っておりますが、そのあたりはお考えとしていかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今お話があったことについては、以前にもそういう提案をいただいて、私も導入の検討をしたいという話をしております。現在、そういうことが可能かどうかいろいろな検討をさせていただいております。

フォレストアドベンチャーというか、そういう提案が木村議員からあったことはしっかり受け止めますし、あとは、キャンプ場がコロナ禍で非常に注目されて、たくさんの方の方に来ていただいております。

この辺の利用の質というか、今はシーズンに限られるものを冬場も使えるようにするかどうかというときに、町が投資できるか、それとも民間から投資してもらうかということ。

要は、施設としてキャンプ場にたくさん来てほしいということだけなのか、そうではなくて、もう少し採算が取れるのかということも含めて、基本的には、先ほどの町民の憩いの場ということであれば、多くの人に来ていただきたいという思

いがありますので、そうなる、皆さんの応援をいただけるのであれば、余り投資ということにこだわらなくてもいいのかなと思っっている状況でございます。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 昨年9月にも同じような質問をさせていただきました。

どうしてこの部分に私が力を入れて質問するかといいますと、今回新型コロナウイルスの影響で動きが変わってしまっ、て、予定が狂っっている部分もあると思うのですが、女満別空港の民営化によって、便数が増えたり、今まで来ることのなかった人たちが来やすくなるだとか、そういったところでのインパクト。

また、民営化になって、それから美幌町がこういうことを取り入れるというよりは、便数が増えて、いろんな人が来るようになったときに、美幌町で準備ができているかどう、か、そういった受入れの体験アクティビティーが整っっているかどう、かがすごく大きいのではないかと思っ、ていたので、去年の段階で一度、思っ、て質問させていただいた次第です。

今回、町長からいただいた答弁で、いろいろとみどりの村でも努力してイベントをされているということも重々理解しております。

ただ、私の質問でいけば、町民の憩いの場としてももちろん大切な役割もあると思うのですが、それを町民だけにとどめておくというのは本当にもったいないと思うので

いい意味で、もっとお金を稼げる施設だと思いますし、美幌町の魅力を伝えられる施設だと思っ、ておりますので、観光客が来て、やりたいときに行えるということで、冬であればスノーシューとか、美幌はオリンピック選手も輩出しているクロスカントリースキーもありますので、これを体験の一つのツールとして、ふだんから味わえ

る、例えば、ガイドをつけてクロスカントリースキーで美幌みどりの村の森林散策だとか、そういったものがふだんからでき、て、夏場はまた違うアクティビティーがあっ、て、冬は冬で魅力のあるアクティビティーがあっ、てという、常に体験プログラムができたらいいいのではないかと、いうことで質問をさせていただきました。

町長からも、検討をしているということで御答弁をいただきましたので、こちらは終わらせていただきまして、最後、三つ目の再質問をさせていただきます。

地域おこし協力隊制度活用による後継者確保についての再質問をさせていただきますが、私の質問の中で、後継者不足の大きな原因として後継者を雇うための給与の捻出がネックになっているということで話をさせていただきます。

答弁として、様々な制度を活用して、商工会議所と連携してやっていきたいという答弁だと思いますが、もちろん後継者を雇うための体力も大きいと思うのですが、そもそも人材不足もかなり影響していると思っ、ています。

極端なことを言うと、お金があれば雇えるのかということかと思うのですが、やはり人材を誘致すること自体、民間や一企業としては難しいと思っ、ております。

また、誰でもいい話ではないので、なかなか難しいというところもあるかと思っ、ます。

なので、そういったことを考慮して、興味ある人、やる気のある人、現在ある事業所をもっともっと大きく魅力あるものに膨らませる人を全国から探して誘致する。そういった意味では、地域おこし協力隊の制度は本当に最適だと思うのですが、再度そのあたりの考えを伺いたいと思っ、ています。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 地域おこし協力隊制度を活用して後継者を見つけることは、私は全く否定しないです。

その中で、気をつけなければいけないのは、その方に何を継承していただくか、商店街の後継者がいなくて、今後どんどん疲弊していくということで、商店街を盛り上げてもらうためにということでは、すんなりと落ちるような状況ではないというか、一つの例で申し訳ないですけど、農業に関しては、私どもは後継者がいない部分には力を入れて、補助も含めてやっています。

ですから、商店街の中で、何をしっかり継承させなければならぬかというのが見えるのであれば、私は地域おこし協力隊制度だけでなく、やってもいいと思っているのです。

財源的に地域おこし協力隊の制度を使うと町に財源が入るから、そのお金しか出していないところもありますし、私は、人材を育てるということであれば、それに上乘せしてでも来ていただいた方が、今まで担当でいろいろ調べてもらって見せていただきましたけれども、やはり何かを伝承するとか、例えば、三笠市の唐揚げとか、そういうものを絶対地域で守りたいということで、そういったところにこの制度を使って、3年なら3年後、しっかりその方が伝承してやってくれば、施設も全部ただで譲るということをしっかり見通せるのであれば、積極的にやりたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 美幌町も地域おこし協力隊3名に制度を利用して来てもらって、活躍しておりますが、人材を募集する上で、すごい難しい部分かと思うのですけれども、大きく美幌町の町おこしをしませんか、観光で何かをやってもらうために地域おこし協力隊を募集しますという募集の方法と、今回の私の質問でいけば、Aというお菓子屋があったとします。このAというお菓子屋の後継者が不足して、美幌町の

皆さんにも愛されていて、けれども後継者がいなくて大変だということであれば、このAというお菓子屋の後継者として、ここへ来てお菓子をつくりませんか。そこの後継者になりませんかという、ターゲットを明確にして募集をかけるという、みらい農業センターもどちらかというところだと思います。

農業者の募集ということであれば、農業で決まっていますから、新規就農募集しますということであれば、全く関係のないところに行く可能性は基本的にはないわけです。

それと同じく、ターゲット・コンセプトを明確にして、こういった人を募集しますとやるのが、来る側もどういふことをやったらいいのか、自分のやりたいことがこうだから、こういうものが美幌町にあるから適任だと思ってくるといふところで判断しやすくなって、誘致しやすくなるということも考えとしてあるのですけれども、そういった意味で提案させていただいたのですが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、木村議員がおっしゃったとおりだと思います。

今まではどちらかといふと、地域おこし協力隊ということで募集するのですけれども、何をやってほしいかといふのが不明確で、私は町長になってから1名採用させていただいて、これははっきりと美幌町において観光等のガイドがないということで、ガイドを育てるということに特化して、しっかり支援をするという前提で、終わった後はガイドをするということで、まさに、木村議員がおっしゃったように、先ほどのお菓子屋を伝承して、みんなに愛されるこのお菓子屋を守りたいという、そういう中で、はっきり目的を定めてやることについては私も同じ意見で、そういう形であれば積極的にやっていきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） これで、5番木村利昭さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、11時45分とします。

午前11時36分 休憩

---

午前11時45分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君）〔登壇〕 それでは、ただいま議長のお許しをいただきましたので、さきに通告しております3項目について質問させていただきたいと思っております。

まず1点目、感染拡大防止対策の徹底について。

公共工事の新型コロナウイルス感染症対策について。

国土交通省は、4月20日付で工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について、4月22日付で新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る費用の設計変更時における積算上の対応についてを事務連絡として関係部署に発信しております。

前者が感染拡大防止対策の徹底について示されており、後者は感染拡大防止対策に係る費用の取扱いについて示されております。

以上を踏まえ、以下の件についてお伺いたします。

まず1点目、二つの事務連絡は、都道府県・指定都市宛てになっておりますが、本町でも同様の適用をされるのかお伺いたします。

2点目、現在工事が進められている美幌町庁舎建設、多目的運動場、消防庁舎は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策が取られていると思っておりますが、設計変更の対象となるのかお伺いたします。

3点目、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策で発生した費用について、通常の工事には含まれず、特別に計上する経費であることから、公共工事共通積算基準の率による算定は行わないと事務連絡では示されておりますが、本町の取扱いについてお伺いたします。

4点目、今回の建築工事以外にも、道路工事、水道工事、維持工事、補修工事等がありますが、感染症拡大防止対策の徹底はされているのかお伺いたします。

大きい項目の2項目め、本年度の除雪計画についてであります。

本年度の除雪計画の取組について。

本年第1回定例会での質問にもありましたが、近年の異常気象の影響で、降雪量及び雪質も変化し、降雪予測ができない状況となっております。

また、本町では近隣市町村では行っていない間口除雪を行うことで、町民の除雪負担が軽減されている一方で、除雪請負業者は除雪機械のリースやメンテナンス、また、人員確保に苦慮し、業者の負担が重くなっている現状もあります。

今後の民間委託業者の対応について、以下の質問をいたします。

1点目、本年3月第1回定例会で、最低保障の実施に向けて計画するとの御答弁がありましたが、除雪最低保障をどのように見込むのか、また、今後、受託業者との意見交換を行うのかお伺いたします。

2点目、除雪体制について、本町は積雪10センチメートル以上で除雪体制に入り、昨年度は吹雪等で視界が悪い中、除雪をしましたが、深夜0時から除雪をしてもすぐに雪がたまってしまい、除雪が進まなかったとお伺いしました。

経費削減を含め、雪がやんでから、また、小降りになってからなど、臨機応変な対応が必要と思われませんが、今後の対応についてお伺いたします。

大きい項目3点目、現庁舎解体後の駐車

場計画についてであります。

新庁舎に伴う駐車場の整備について。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、本町のイベントは全て中止になり非常に残念であります。町民の健康と安全を確保する意味では判断は正しいと思えます。

新型コロナウイルス感染症の終息後は、例年執り行われるであろうイベントの再開が検討されると思えます。

例年であれば、グランドホテル駐車場をお借りし、ビールパーティーなどが行われておりましたが、閉鎖後は野外イベントへの対応ができないのが現状としてあると思えます。

また、町民会館を利用した場合、施設全体を借りなければ利用できないこともあり、費用も高額になってしまいます。

そこで、現庁舎跡地の駐車場の一部を立体駐車場にし、1階部分をイベント会場として貸し出し、2階は野外ステージのように利用できるのではないかと思います。

さらに、立体駐車場ができれば、駐車スペースの確保もできます。今後、検討ができないのかお伺いいたします。

以上、3項目について御答弁よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 藤原議員の御質問に答弁いたします。

公共工事の新型コロナウイルス感染症対策について。

1点目の事務連絡の内容が本町にも適用されるのかでございますが、4月20日付の事務連絡は、都道府県及び指定都市宛て、4月22日付事務連絡は、北海道開発局営繕部並びに各地方整備局営繕部宛てとなっておりますが、各都道府県内の市区町村に対しても周知することとされており、5月1日付市町村長宛ての北海道建設部通知で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組についてが示されてい

ることから、国の事務連絡と同様の対応ができると考えております。

次に、2点目の現在進めている建築工事が設計変更の対象となるかでございますが、現在工事が進められている美幌町庁舎建設、多目的運動場、消防庁舎においても、受注者において感染予防対策マニュアルを作成するなど、国等の対応を参考に感染拡大防止対策が行われているところであり、それらに係る費用は、さきに答弁のとおり、設計変更の対象になるとの認識でございます。

次に、3点目の感染防止対策費用算定の取扱いでございますが、4月22日付事務連絡には、感染拡大防止対策に係る費用は通常工事に含まれず、特別計上する費用であることから、公共建築工事共通費積算基準の率による算定は行わないとされております。

感染拡大防止対策費用の計上方法としては、受注者より実施計画書の提出を受け、受発注者間において必要性を協議し、計上いたします。

感染拡大防止対策費用は、数量及び費用が確認可能な領収書等により計上し、感染防止対策工事に係る費用は、受注者から見積もりの提出を受け、必要な費用として計上いたします。

次に、4点目の建築工事以外の工事等における感染症拡大防止対策の徹底でございますが、各工事等の感染拡大防止対策として、消毒液の使用や石けんによる手洗いの励行、体温測定等による健康管理、マスクの配布・着用、現場事務所の換気や対人間隔の確保等々、受発注者間で事前打合せを行い、工事現場での感染拡大防止を徹底しております。

今後も、工事等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、本年度の除雪計画の取組につい

て。

1点目の除雪最低保障をどのように見込むのか、また、今後、受託業者との意見交換を行うかでございますが、最低保障割合の積算に当たっては、除雪機械時間単価に係る固定経費及び人件費を積算根拠にすることで考えております。

また、北海道平均64%、札幌市78%、北見市60%としているなど、実施済み市町村の状況なども踏まえて、最低保障割合を設定することで取り進めます。

また、受託業者との意見交換を行うかでございますが、最低保障の基本方針をまとめた段階において、受託業者に考え方を説明した中で御意見をいただき、その内容を参考に最終決定したいと考えております。

2点目の臨機応変な対応でございますが、一斉除雪については、深夜0時に開始することを基本としております。

その目的は、子供たちなどの歩行者や車両の往来が極めて少ない深夜帯に開始し、小中学校の登校が開始される午前7時までに完了することで、小中学生の学校生活や日中の住民生活確保、地域産業経済活動に支障を来さないよう対応するためであり、さらには、直営及び受託を合わせて50台を超える大型車両の除雪安全性を確保することや、除雪業者が他に請け負っている除雪業務に影響を及ぼすことがないよう配慮することなどを総合して、深夜帯を基本として実施しているものであります。

しかし、車両の往来が不可能となるなど、緊急的な場合については、状況を確認しながら、臨機応変に対応してまいりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

次に、現庁舎解体後の駐車場計画について。

新庁舎建設に伴う駐車場整備につきましては、新庁舎の竣工後に現庁舎を解体の上、その跡地を含め一体的に平面一面による整備を行うこととし、来庁者用の駐車ス

ペースは従前よりも増して十分に確保される内容で、昨年度、実施設計が完了しております。

これまで基本構想及び基本設計、それぞれの段階から十分協議を重ね、まずは、来庁者駐車場の十分な確保を図ることを第一に捉え、冬期間の除雪作業など、効率的な維持管理の点も考慮し、平面一面による駐車場としたところでありますことから、御質問の立体駐車場の整備につきましては、その考えはありませんので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁をいたしましたので、よろしくよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） それでは、公共工事の新型コロナウイルス感染症対策から再質問を行いたいと思います。

建設業は、社会資本整備の担い手であると同時に、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として社会的使命を果たす必要もあり、公共工事は、社会の安定と維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも継続を求められる事業として位置づけられております。

公共工事は、美幌町にとっても大事なインフラ事業であり、なくてはならない仕事であると思っております。

その上で再質問ですが、現在進められている美幌町庁舎、多目的運動場、消防庁舎も受注者が予防マニュアルに沿って対策が行われているとのことでありますが、それらの経費も変更の対象との認識であるということでもあります。

受注者に対して、そのことは伝達されていると認識してよろしいのでしょうか。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 建築主幹。

○建築主幹（吉田善一君） ただいまの質問にお答えいたします。

御質問にありました国土交通省の通知の

内容等につきましては、定期的に行われている現場の打合せ等において情報提供しておりまして、設計変更等の意向を確認している状況でありますので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） 国の事務連絡と同様の対応ができるとの考えでありますので、受注者を含め、元請は当然その打合せでお金の配分が決まると思うのですが、下請業者です。当然、建築業者は下請で、2次下請、3次下請とあるのですが、その下請業者に対応経費がうまく伝達されているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 建築主幹。

○建築主幹（吉田善一君） ただいまの質問にお答えいたします。

現場において、下請の作業員の方も含めて多数出入りする状況となりますので、受注者において各下請業者についても設計変更の対象になる内容については周知されていると認識しているところでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） 元請がその経費を独り占めしないよう今後指導していただければと思います。

感染症拡大防止経費の計上方法について再質問させていただきたいと思います。

受注者より実施計画書の提出を受け、受注者間において必要性を協議し計上しますとのことですが、現在までどのような処理をされてきたのか、わかる範囲で教えていただければと思います。

○議長（大原 昇君） 建築主幹。

○建築主幹（吉田善一君） 質問にお答えいたします。

現在までのところ、感染拡大防止対策に係る費用に対する設計変更の相談や申出は

受けていないところであります。

設計変更の申出につきましては、受注者の意に即した対応をと考えておりますが、各現場において設計変更の意向を確認しましたところ、申出の予定はないと確認しているところでありますので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） それは、計上が難しいから設計変更したくないというのか、それとも受注者側が微々たるお金なので必要としないのか、その辺の意向はどうだったのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 建築主幹。

○建築主幹（吉田善一君） 各現場において、感染症拡大防止対策の措置はそれぞれ取られているところですが、それに係る具体的な金額については確認しておりませんが、現在受けている請負金額の範囲で対応いただけていると判断しているところでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） 建築現場の件については請負金額が大きいので、それなりに見合うと思うのですが、普通の道路工事だとか維持工事だとか、そういう部分に関しては経費は小さい会社であれば、一括して全体で消毒液だとか、マスクだとかを購入されると思うのです。その部分はごくわずかかもしれませんけれども、領収書添付で設計変更の対象になるということでありますので、しっかりと面倒を見ていただければと思います。

次に、4点目の建築工事以外の工事における感染症拡大防止の徹底でありますけれども、やっと思暑さが収まり、作業員の方もマスクをしても暑くないという状況でありますけれども、暑いときは熱中症の危険もあり、コロナなのか、熱中症なのかかわから



ないということもございます。

政府も暑いときはマスクをしなくていいと周知をされております。質問とずれるのですけれども、コロナ対策をする上でも熱中症対策も必要ではないかと思えます。

コロナ対策と併用して、工事現場でも行っていると思うのですけれども、監督員の立場で、例えば気温が28度以上になりそうだとか、上がったときに注意して仕事しなさいとか、マスクを外していいという注意喚起は、各現場、また、監督員としてやられているのかどうかお伺いします。

○議長（大原 昇君） 建設主幹。

○建設主幹（御田順司君） ただいまの御質問でございます。

コロナの感染予防対策については、当然のごとく対応しておりますが、今御質問のありましたとおり、熱中症対策、これも重要な対策の一つであると考えております。

直近ですが、残暑といいますか、高温が続いたとき等も含めまして、監督員からは業者の指導等を徹底しまして、熱中症の対策にも取り組んでいる状況でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） 建設現場で働いている方に限らず、働いている方全てに共通しますけれども、体が基本であります。

健康に働いていただけるような安全管理を今後ともよろしく願いしたいと思えます。

次に、除雪について再質問させていただきたいと思えます。

最低保障の積算についてお尋ねしたいと思うのですけれども、除雪機械時間単価に係る固定経費及び人件費を積算根拠に最低保障割合を設定することで取り進めますとの御答弁であります。

昨年の稼働率は少ないし、稼働率の多い年も当然あると思えます。最低何日というのが正しいのか、何回というのが正しいの

か、また、何時間というのが正しいのかわからないですけれども、その部分で、各受託業者の持っている除雪機械のシーズンでの単価を割り出して、最低保障金額の策定をすべきではないかと思うのですけれども、その辺の考えをお伺いしたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 施設管理主幹。

○施設管理主幹（以頭隆志君） ただいまの除雪最低保障に対する算出の仕方ということでございますけれども、答弁書にも書かせていただきましたとおり、固定経費及び人件費を基に割合を算出するというところで考えてございます。

その前提として、昨年までの稼働実績がございますので、予算額としては年間で5回ほどの一斉除雪の経費を見込んでございますので、5回全体の実績の経費に、各事業者の実績を勘案いたしまして、それぞれの除雪最低保障の全体額、除雪事業者ごとの額をまず積算いたしまして、その中から、先ほどお話しいたしました固定経費等の割合に、今のところ最終的に設定が何割というところまではできてございませんけれども、割合を掛けまして、最低保障の額ということで設定したいと考えてございます。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） 除雪受託業者と懇談させていただく機会がありまして、そのときの御意見を今後参考にさせていただきたいと思うのですけれども、除雪車の13トンのショベルカーを新車で買った場合、1,000万円を超えてしまうということでありました。

リース契約でショベルを借りたとしても、シーズン契約で、例えば12月から除雪が始まるとして、12月からショベルをリースで借りようと思っても物がなくなってしまうので、11月から押さえてしまう、1カ月前に押さえてしまうという話で

す。

そのため、シーズンで借りた場合に、13トクラスで200万円ぐらいかかるそうです。

また、中古でショベルカーを購入したとしても、物が古いので整備料がすごくかかってしまうという率直な意見をいただきました。大きいクラスのショベルになると、2年に1回車検も必要で、その部分の経費も必要になってくるとお伺いしました。

最低保障の部分が合わなければ、今後除雪エリアを縮小してほしいとか、除雪業者の切実な意見をいただきました。赤字になってまで除雪をやりたくないというのが現状であります。

また、ショベルカーは、大きい建設業者でなければ夏場の利用がほとんどなく、夏場の4月から11月後半ぐらいまで機械を遊ばせているのが現状であります。その期間も、車検、整備という部分でお金がかかってしまうと切実な御意見としてありました。

先ほど、除雪の費用5回を60%なのか、割合はわからないですけど、その経費で年間を通したショベルの維持経費を見てもらわないと厳しいという現状があるという御意見をいただきました。

そのことを受けて、今後、受託業者との意見交換をされるということでもありますので、切実な受託業者の意見を、私は1社しか聞いていないので、まだほかにもいろんな業者もあると思いますけれども、業者の御意見をしっかり受け止めていただいて、最低保障金額を決めていただければと思います。

その上で、この最低保障がいつ支払われるのか大変気になっているようですけれども、最低保障を支払う時期はどれぐらいの時期を見込んでいいのか教えていただければと思います。

○議長（大原 昇君） 施設管理主幹。

○施設管理主幹（以頭隆志君） 最低保障

の支払い時期に関する御質問でございます。

最低保障制度を導入するのは美幌町としては初めてでございます。そこで、近隣、管内、あと北海道や札幌などに状況をお伺いした中では、受託業者の皆様としては前段にいただいたほうが当然それに対する支払いなどでありがたいところがあると思いますけれども、実際に前払いをしている市町村、北海道も含めて、そういう実績がございませんでした。

そんな中で、万一事前払いをするとなると、その履行に対する保障にも関係してくる状況がございますので、それを行うためには、制度設計等を含めて課題が残されている状況がございますので、その部分につきましては、実施方法の検討等を行っていきたく思っておりますけれども、今年度からの前払いというところには踏み込めないと認識しております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） 先ほども言いましたけれども、受託業者が継続して作業をしていただけるような配慮を、今後ともお願ひしたいと思います。

次に、臨機応変な除雪対応について質問させていただきたいと思ひます。

臨機応変な除雪対応ですけれども、町民の方の安全が第一優先であります。深夜0時から始まり、朝7時までに完了することですが、吹雪の日は除雪受託業者の安全も確保しなければいけないと思っております。

深夜0時からスタートしたところは、朝5時ぐらいに終わった場所と明らかに除雪量が違うために、再度1番最初に除雪したところに戻らなければならないと思ひます。

小中学校の通学路の確保もあります。小中学校は、教育委員会と連携を取れば休

校の判断も可能であると思いますので、その上で朝7時までに終わらせることができれば、深夜0時からではなくても、小降りになる朝、例えば朝3時からとか、夜8時からスタートするなど、いろいろな選択肢があると思います。

そして、今後、緊急的な場合は、臨機応変な対応とのことですけれども、臨機応変な対応についても、受託業者との意見交換が大事だと思われませんが、その考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 施設管理主幹。

○施設管理主幹（以頭隆志君） ただいまの御質問でございますけれども、受託業者との意見交換が必要だということでございますけれども、実施に当たっては、基本的に12時を起点として除雪を開始するというところで進めてございますけれども、その中でも実施に当たっては、前もって受託業者の都合を勘案いたしまして、先に始めるところもございます。

後に始めるというのはお聞きしておりますけれども、そういう要望があれば、先ほどお話のとおり、大体7時をめでに終了するということがございますけれども、その中で対応いただける部分があれば、多少遅くてもそれで対応していきたいと思っております。

よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） 昨年の場合ですけれども、日中でも車が動かさないことがありました。

日中除雪に関しては、警備員を配置すれば可能ではないかと思うのですけれども、安全を考えれば深夜という判断になるのでしょうか。

その辺だけお教えてください。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） 議員おっしゃるとおり、コースが決まっていますの

で、雪が降っている中で1番最初に入れば、7時頃には除雪前に近い状態になることがあろうかと思えます。

その中で、日中についてもふぶいた状態で除雪ができなくなるということが去年も、おとしもありました。

そのときに応じて、その場合については直営班の待機だとか、そういう指示を出すのと、あと、各業者の方々にそれぞれの状況等を確認させてもらいながら、どうしても入らなければならぬとか、ここは待とうとか綿密に打合せをしながら進めてきているところでございます。

そういうことが出てくれば随時打合せしながらやっていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） 直営班も除雪業者もそうですけれども、限られた人員で、限られた除雪車でやるものでありますので、運転手の身体も考えて今後の検討を進めていただければと思います。

最後に、新庁舎に伴う駐車場整備について再質問させていただきます。

先ほど、木村議員もおっしゃっていましたが、グランドホテルがなくなると、ビールパーティーなどのイベントがなくなるという部分を含めて、この質問をなぜしたかという、例えば、2階建ての立体駐車場にしておけば、下で焼き鳥とかができるのではないかと、また、雨が降ったときはそこで飲食できるスペースがあればよいのではないかとという部分で質問させていただきましたが、今後、新庁舎に伴う駐車場整備という部分でいけば、実施計画が完了しているということで、想定どおりの御答弁でありました。

その上で再質問ですけれども、今後ビールパーティーなどのイベントは、町側はどこを想定しているのかお伺いしたいと思

ます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） ビールパーティーをどこでやるのかという御質問ですが、その規模等によりケースバイケースというか、今考えられるのは、室内を伴うのであれば、町民会館とか、農協会館だと天候に左右されず、広いところだと思っています。

先ほど木村議員の質問にもお答えしたのですが、今まではこういうふうにビールパーティーをやっていたから同じようにやるというのは、グランドホテルがなくなった段階で難しいと思っています。

ですから、やり方も新たに検討してほしいですし、例えば屋外であれば、これをするということではないですが、シーズン中だけ大きなテントを借りて、そこにテント村みたいにして、1カ月間イベント等をやるか、そういうことは考えられないか、既存のテントは高さが限られるので、皆さんの顔を見せたいときには低すぎてダメなので、そういうこともいろいろ検討しております。

ですから、今までは一つの核となる施設があって、その前の広場でテントを張って、焼き物をやったりという部分は、これからは皆さんの知恵を貸していただいて、当面は何とか続けていただきたいという思いでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） まさに町長のおっしゃるとおりだと思うのですが、ある施設をうまく利用して、今後考えていかなければいけないと思っています。

あと、新庁舎の部分で関連するのですが、先ほど木村議員のお話で、町民会館の駐車場は可能というお話をいただきました。

今度、新庁舎ができて、旧庁舎を解体し

た場合、駐車場の貸出しは可能なのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） 新庁舎の駐車場の貸出しということでございますが、庁舎につきましては行政財産ということでございますが、行政財産の目的外使用ということで、本来の用途、目的を妨げない範囲においては使用許可をすることができるということでございますので、その都度、行事だとか、使える範囲によりまして、許可することは可能と考えております。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） 先ほど町長もおっしゃってございましたけれども、町の施設また農協会館も含めて、民間施設も検討して、町民の方々が楽しくできるようなイベント会場の早期確保を検討していただければと思います。

そのことを踏まえて、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（大原 昇君） これで、9番藤原公一さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、13時40分といたします。

午後 0時23分 休憩

---

午後 1時40分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君）〔登壇〕 私は3点について、町長の考え方をお聞きしたいと思います。

1点目であります。

政治姿勢について。

政策の決定についてであります。条例及び予算等を議会に提案するに当たり、役場内政策会議等において、町長は決定され

ていると思いますが、特に町民生活に大きな影響を及ぼす政策、施策、事務事業の決定について、具体的な対応について町長の考え方をお聞かせください。

2点目であります。

行政運営について。

行政評価についてであります。地方公共団体の財政運営については、計画P、実施D、評価C、改善Aのサイクル確立について、行政活動の有効性や効率性などの観点から、政策や事務事業の成果を体系的に評価し、その成果を行政運営改善につなげるものとして、行政評価制度に取り組んでいる自治体が増加しております。

行政評価の実施目的は、P D C Aのサイクル確立や効率向上、成果向上、説明責任、住民サービスなどとしております。

このような中、美幌町においては、美幌町自治基本条例第38条「行政は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政が行う事務及び事業について適切な評価基準に基づく行政評価を実施、その結果を予算、事務及び事業に反映させるものとします。」に基づいて取り組んでいるところでありますが、現状では内部評価になっております。

施策や事務事業の具体的な見直しを実現するためには、次年度の予算編成にこの改善の方針を反映することが重要であるとともに、人事評価や総合計画の進捗管理等にどうつなげていくかが課題であると思っております。

今後、美幌町自治基本条例第13条にもありますが、「事務及び事業を効果的かつ効率的に推進するための外部評価の実施」に基づいて、外部評価を導入するなど、行政評価を見直すべきと考えますが、町長の考え方をお聞きます。

3点目であります。

児童生徒の安全確保について。

通学路の防犯カメラの設置についてであります。近年、全国的に児童生徒が犯罪

に巻き込まれる事件が多く見受けられます。

学校内に忍び込み物を盗んだり、通学路で待ち伏せたりと、児童生徒も保護者も安心できない状況です。

このような中、児童生徒の登下校にあつては、教師やP T Aの方、そして地域住民の皆さんが通学路に立ち、登下校を見守っておりますが、それでも犯罪は起きております。

その対応として、安全・安心なまちづくりを推進するためにも、近隣町でも実施しております通学路に防犯カメラを設置することで、子供たちを犯罪から守り、犯罪防止、安心感の向上、犯罪捜査への協力にもなります。

また、地域の人々の目による見守り活動を行っているものの、人的配置の苦労や時間的な制限もあります。

街路灯、防犯灯の普及や地域の見守り活動によって、未然防止を図るということも一定の効果が期待できますが、通学路などの事件・事故の起こりやすい箇所については、防犯カメラの設置を町民の命を守る方策として積極的に進めていくべきと考えますが、町長の考え方をお伺いいたします。

以上3点、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 馬場議員の御質問に答弁いたします。

初めに、政治姿勢、政策決定についてですが、町民生活に大きな影響を及ぼす政策等の決定につきましては、内容によりプロセスは違いますが、原則として、美幌町自治基本条例第13条及び第14条の規定に基づき、町民参加を求めた中で決定しております。

具体的な町民参加の方法は、審議会等の会議の開催、意見交換会の開催、パブリックコメント手続の実施、アンケート調査の実施、その他適切な方法のいずれか、または、複数の方法により適切な時期に実施す

るものとされており、当該規定に基づき取り進めているところであります。

具体的な流れにつきましては、計画策定等と建設事業等ではその内容に違いはありますが、計画策定時における流れは、アンケート調査等による現状・課題の把握や、審議会等における審議を経た後、担当部局において計画素案を策定し、政策会議へ付議、政策会議において計画素案を論議し、行政としての意思決定を行います。

その後、議会常任委員会への説明、意見等をいただいた内容を精査し、審議会等において計画案を決定し、町長へ答申、さらにパブリックコメント手続を経て計画の決定という流れになります。

また、建設事業等につきましては、これらのほかに町民説明会や意見交換会等も行うなど、情報共有と町民参加を進めながら政策等の決定、推進を図っております。

なお、緊急性を有し、時間的な余裕がない場合は、必要性等を適宜判断した中で取り進めておりますので、よろしくお願いたします。

次に、行政運営、行政評価についてですが、本町における行政評価は、平成18年度から投資的経費を対象に事務事業評価を開始し、平成24年度からは内部管理経費を除く全事務事業を対象に行い、事業終了後に行う事後評価のみならず、翌年度の予算に反映させるために年度の途中で行う事中評価も併せて取り入れ、より効果的な運用に努めてきたところであります。

行政評価は、平成7年に三重県が事務事業評価システムを導入して以来、多くの自治体で導入されてきておりますが、導入の目的も各自自治体で異なり、また、システムとして確立されたものがないため、各自自治体が試行錯誤しながら独自のシステムで運用してきている現状にあります。

このような状況の中、本町におきましても幾度となく改善を繰り返してきましたが、評価導入による事務量の増加や翌年度

予算への反映効果など、新たな課題も見えてきていることから、今後につきましても、より効果的な評価システムとなるよう改善を図っていきたいと考えております。

御質問の外部評価の導入についてですが、外部評価は、事業終了後に行うものと認識しており、評価されたものが翌年度の予算には反映できないものであることから、その必要性については、現時点ではないものと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、通学路への防犯カメラ設置の質問であります。防犯カメラの設置の効果といたしましては、犯罪の抑止及び犯罪の解決に効果があり、特に実際に犯罪が発生したとき、被疑者の特定、証拠の収集及び事件の解決に結びつくことが大きいと理解しているところであります。

その反面、24時間にわたって監視が行われることに対する肖像権あるいはプライバシーの問題があると考えております。

現在の児童生徒に対する見守りなどの取組としては、青少年育成センターが、各学校の通学路交差点等での声かけ及び青パト隊による定例巡視と地域安全パトロール隊リトルウイングによる合同巡視を実施しており、令和元年度におきましては、延べ754人に巡視活動を協力いただいております。

また、交通安全街頭指導は、交通安全運動期間中に、通学路13か所で実施、運動期間以外も各小学校で登校時に街頭指導を実施しております。

さらに、こども110番の家は、令和2年に登録確認を行い、79戸が登録、登下校時の児童生徒の安全確保に協力をいただいております。

これらの取組に加え、民間事業所が設置する防犯カメラ及び自動車の車載ドライブレコーダーの普及もあり、不審者の発生件数は、令和元年度が3件、2年度は8月末現在で1件となっております。

そのため、通学路への防犯カメラの設置につきましては、地域の皆様の取組と防犯カメラから得られるプライバシー情報の管理を考えると、慎重に判断すべきと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） それでは、1番目の政策決定について再質問させていただきます。

御答弁にありましたとおり、美幌町自治基本条例第13条の町民参加の対象で、総合計画、町民に義務を課すもしくは町民の権利を制限する条例、施設の新設、改良または廃止、施設の利用方法等など、町民生活に影響を及ぼす政策の決定については、アンケート調査や審議会等を経て、政策会議において意思決定され、議会の常任委員会等に説明、意見交換会やパブリックコメントの手続きを経て、計画が決定されることとあります。

政策決定するに当たり1番重要なことは、議会の説明もありますけれども、何といても欠かすことができないのは、町民への説明会や意見交換会だと思います。

それを行うと同時に、町民との情報共有、町民参加であります。

そういった一連の流れを自治基本条例に基づいて、政策決定等についての手順は踏んでいるものの、そういった流れについてルール化して、議会に提案される場合において、協議された経過がわかるようにすることによって、議会の審議内容も充実すると思っておりますけれども、基準等について自治基本条例にもありますけれども、こういう提案をするに当たって、ルール化して、その項目別にわかるようにする考え方はいかがでしょうか。

お尋ねします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 町民参加の対象と町民参加の方法について、馬場議員から詳しくお話しいただいて、そして、ルール化を項目ごとにそれぞれというお話でございますけれども、今、流れとしては、ある程度ルール化されている。それをあえて、こういう流れでやっているということ、町民の方が流れを知りたいということであれば、考える必要はあると思うのですが、要は、流れよりも、馬場議員がおっしゃった町民との情報共有、ここをしっかりとやれば、皆さんは流れよりも、どうしてその施策が進められているかということは理解いただけると私は考えております。

ですから、あえてこういう流れでというよりも、答弁書の中にこういう流れという形でお話ししていますけれども、それを例えば、項目で出して、こうですということまでは皆様にお知らせしなくても、御理解いただけている状況でございます。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 議会と行政側には理解されると思っておりますけれども、ただ、町民から見た時に、どういう手順で提案されるかといった内容が、町民目線から見ると非常にわかりづらい感じがします。

答弁にありましたけれども、きちんとルール化されたものがありますので、私は過去にどこの町村か忘れてはいたけれども、町長が今言われた内容を議会にこういったルールでやるということを示して、こういう提案をするときは、こういったことであるということを出して、議会側もそれを受け入れて、スムーズな議会運営がされた、内容が充実されたということがありますので、ぜひそこを研究していただきたいと思っております。

そこで、2点目でありますけれども、私は6月の議会で一般質問しました。

5月25日から、まちづくりミーティング

グを創設して、町長はしっかりと町民と行政が意見交換をするということで、スタートしたところでございますけれども、先ほど質問したとおり、まちづくりをするに当たって、町民目線であるということを選挙当時から言われていましたので、ぜひ、まちづくりミーティングについて、町民生活に影響を及ぼす施策等の決定については実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。お尋ねします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） まちづくりミーティングについては、スタートしましたが、まだ具体的に件数が何件という状況ではありません。

馬場議員から御指摘があった、町民目線だと言われたとおり、私が今回町長にさせていただいたときの公約ですので、それはしっかりさせていただきたいと思っておりますし、ミーティングだけではなく、いろいろな方々にお会いして、今はどちらかという団体が多いですけれども、そういう方々とは定期的とまではいきませんが、懇談をしている状況でありますので、引き続き、まちづくりミーティングをスタートさせておりますので、こちらでもいろいろやらせていただきたいと思います。

先ほどのルール化というよりも、私はどういうふうにもこの施策を進めるのだという、その取り進め方を、今御指摘いただいたとおり、町民の方々がわかりづらいというのであれば、それは議員の皆様もそうですし、町民の方々にもこういう流れでやらせていただきますということをしっかりやっていきたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 事務的な話になりますが、2点ほどお伺いしたいと思います。

前段の答弁の中に、町民説明会とか、意

見交換会が答弁の中にありました。

具体的に、近年の実績をお伺いしたいと思います。

町民説明会、意見交換会をやった実績について御説明をお願いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 政策主幹。

○政策主幹（後藤秀人君） ただいまの町民説明会、意見交換会で、近年、建設事業の中で、役場庁舎については町民説明会、意見交換会を行っております。数については今手元に資料がありませんが、相当回数重ねているのは事実でございます。

あと、屋内多目的運動場につきましても、各関係団体とこちらも二、三回行っていると認識しているところでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） もう1点、答弁の中で、緊急性を有し時間的に余裕がない場合とはどんな場合なのか、具体的にお示ししたいと思います。

○議長（大原 昇君） 政策主幹。

○政策主幹（後藤秀人君） 例えば、災害があったときですとか、今回のコロナもそうですけれども、国から交付金に来て、施策を考え議会に上程すると、時間的に余裕がない場合につきましては、我々職員も付託されている部分がありますので、町長以下の判断で取り進めることもあるということでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） そこで、緊急性を有し時間的余裕がない場合について、後藤主幹の説明についてはわかりますけれども、1番大事なのは、そのあとの検証です。

もう時間がないから、やることはやむを得ないけれども、6月議会で一般質問しましたけれども、そういったことも含めて、



きちんと検証をしていただきたいと思います。

最後になりますけれども、先ほど町長が言われたルール化の問題ですけれども、何といても、議会提案するに当たり、町民の声を十分取り入れた政策決定をすべきだと思います。ぜひ、町民にわかりやすいようにルール化の基準について設けるべきだと思います。それについては検討していただきたいと思いますと考えてございます。

これについては、終わらせていただきます。

二つ目の行政評価についてでありますけれども、答弁の中に外部評価は事業完了後に行うものと認識しており、評価されたものが翌年度の予算には反映できないものであることから、その必要性は現時点でないものと考えておりますとの答弁です。

したがって、翌年度の予算に反映されないから外部評価は必要ないということになりますが、自治基本条例第13条第5号では、事務及び事業の効果的かつ効率的に推進するための外部評価の実施で町民参加を求めています。

このことについての外部評価の必要性がないこととの整合性はいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 行政評価の中で、外部評価のことを聞かれた中で、現時点では必要性はないと判断して、馬場議員が質問されたような誤解もあるかもしれないので、もう少し詳しくお話をさせていただきたいと思います。

行政評価をするときに、行政評価はあくまでも行政組織がしっかりする話であることは御理解いただけると思うのです。町民の方が行政評価をするということではなくて、それは当然の話だと思います。

その中で、当然、内部評価でありますので、1次評価、2次評価をさせていただいています。

この頃言われているのは、3次評価、内部でやったときに、私どもとしては足りないところ、言うならば、評価視点の多角化と関連の本などが言っているのですけれども、町民から負託されて行政についてしっかり皆さん勉強する中で、やはり目線として足りないといった場合に、外部評価ということで外から見ていただくということを今やっているところもあるし、やり始めたところもあります。

その中で、今言った多角化、実際には有識者と言われる、例えば大学の教授とか、それから公認会計士とか弁護士の人たち、私たちのプロとしての補填をしてくれる人たちに関わってもらう。

町民の中ということであれば、都市部であればそういう方に町のいろんなことに関わっていただいているので、そういう方に第3次評価をやってもらうというのが外部評価という認識であります。

ですから、私どもとすれば、町民の方にしっかり内部評価を理解してもらう。

それで、町民の方がわかりづらいという話であれば、まずはしっかりそれを改めなければならぬという意味で、現時点では外部評価は考えていないと御理解いただきたいと思います。住民参加をしないということではないです。

ですから、自治基本条例の中で定めている参加の方法とか、その時期の問題で、その時期が、ある程度最後のほうに住民が関わるというのは、当然それだけの情報量を住民の方々に出さなければいけない。

それから、ふだんからそのための知識とか情報を出して、しっかり皆様方、関わる人の行政に対する理解をきちんとつくっていく状況があれば、それも一つの方法としていいと思うのですけれども、結果的にどこの市町村もやっている、特に大きな市がやっているのは、今言ったような、専門的なことをしっかり見れる、補完してくれる方が外部評価をやっているのが実情であり

ますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 答弁の中に、評価導入による事務量の増加や翌年度予算への反映効果など、新たな課題も見えてきていることから、今後についても、より効果的な評価システムとなるよう改善を図っていきたくてありますが、具体的にどのように改善しようと考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 政策主幹。

○政策主幹（後藤秀人君） ただいまの御質問ですけれども、平成24年度から自治基本条例に基づきまして、内部経費以外の事務事業、全部で約400事業の事務事業評価を行っております。

答弁にもありますとおり、事業の中間で翌年度の予算につなげる事中評価と決算後の事後評価、この二つを年間に行っているということで、400事業を年間2回行うということで、相当時間がかかっている現状があります。

今後、経常経費と言われる部分につきましては、通常の予算編成の査定の中で評価を行っていく。これは評価を行わないということではなくて、行政評価システムの中では行わない。ですので、経常経費は、例えば扶助費ですとか、国の制度に基づく予算づけですとか、そういったものにつきましては、予算編成の査定の中で財務担当が責任を持って評価していく。そして、予算をつけるなり、削減するなりという考え方で進めていきたいと考えております。

そうすると、評価をする部分は、政策的な経費と投資的政策的合体した経費ですけれども、投資的経費、政策的経費、それと、町長の重点政策、これを拾い上げますと大体50事業ぐらいになると考えております。

この50事業を評価して、成果のあるも

のを拾い出して評価をしていきたいと現在考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 私も調べてみました。

総務省の平成29年6月の地方公共団体における行政評価の取組状況に関する調査によりますと、全国市区町村で行政評価を実施している割合は、平成25年10月段階では57.7%、その後の平成29年6月では60%と2.3%上昇している結果が出ております。行政評価を導入していない団体のうち、約6割の団体が今後導入を予定しているということでありました。

また、行政評価を導入している市区町村のうち、外部評価を実施している市区町村は47%となっており、これも前回の調査と比べて増加しております。

さらに、行政評価を予算要求に反映または参考が75.3%、予算査定に反映または参考が88.1%となっている状況でありました。

行政評価の活用方法としては、翌年度の事業の執行や定員管理、事業の見直し、総合計画の進行管理用に活用されているという状況でありました。

外部評価を予算要求、予算査定に反映している団体は約9割で、外部評価を実施している団体は、内部評価のみを実施している団体に比べて評価結果を反映している割合が高い状況になっておりました。

行政評価の成果につきましては、施策や事業の検討、事務事業の廃止、予算の削減、事務事業の有効性・効率性の向上、職員の意識改革などの成果が上げられておりました。

このようなことから、美幌町において、令和2年度から事後評価の行政評価について、先ほど町長から答弁ありましたけれども、今までの内部評価ではなく、評価の客

観性・公平性の確保、専門的な知見の活用、何と云っても、今までの内部評価が十分であるかどうかを検証するためにも、住民サービスのニーズの把握、職員の意識改革などの観点から、隣の北見市で実施しております外部評価を導入する考え方についていかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 外部評価の取組ということで、ぜひ美幌もという話であります。

これも先ほど言ったように、外部評価という言葉で出てくるのですけれども、総務省の取りまとめを具体的に見ていただきたいのです。

その中で、どういうことをやっているかによって、私は二つのパターン、例えば、私が考えている、今回答弁書に書かせていただいた3次評価的な外部評価というのは今は考えていないと思っています。

ただ、別な見方をすれば、内部評価とは個別の評価を独自にさせていただくということは可能だと思うのです。全てではなくて。

例えば、こういうことに対しては目線を変えて、町民の方にどうかと見てもらうとか、中身が違うのです。

だから、先ほどの反映がどうかといったら、次年度に反映しているのも約9割ぐらいあるというのは、当然項目が違うから反映されるということなので、そういう意味では、外部評価を否定するというものではありませんので、町民の方々が町の施策について、事業でもいいですけど、これは関わって変えていくかどうかという話になれば、それは検討させていただきたいと思えます。

ある意味では、もうちょっと突っ込めば、町長がこういう施策をやるという一つの提案をして、選挙に当選しているということと、外部評価がされるような関係だけはうまくやらなければならない。それが外

部評価のやり方の中で町民の方々が入って、そのものを検討してもらおうという中で、いろいろ問題になっていますので、要は、外部評価については、どういう手法がいいのかということについては考えてみたいと思います。

ただ、さっき言った第3次評価は今の段階で美幌町は考えていないという状況ではあります。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 私もどうなのかなと自分の役場職員時代を振り返ってみて思いました。

私は、9月8日に北見市役所に行って、行政評価の外部評価についてお聞きしてまいりました。

北見市においては、行政評価については平成12年度から実施して、平成16年度から外部評価を実施しています。その間、美幌と同じようにいろいろ問題があつて、見直しをかけております。

そこで、北見市について、私はそうかと思つた点があります。

見直しの中で、中間評価と事前評価を北見でやっていたのですが、それを一本化したそうです。これは、美幌町においては事中評価と事後評価を一本化したと。これは一つ言えるのかなと思つました。

そこで、具体的にどういうことかと確認しますと、事務事業ごとに前年度の決算、そして、当該年度の予算の二つを事業評価し、翌年度の予算に反映しているということでありました。

また、平成27年度から、先ほど後藤主幹も言っていましたけれども、総合計画に基づく施策の評価も実施し始めたということでもあります。

スケジュールについては、前年度の決算終了後の6月から行政評価事務を進めて、7月に外部評価、町長は今のところ検討していないということですが、7月に

外部評価の北見市行政評価委員会に提出して、11月に外部評価報告書を市に提出し、それに基づいて北見市は予算反映されている。

その中で1番言っていたことは、外部評価をすることによって、職員の意識改革がされ、事務事業の見直しがされた。

そして、何といても自分たちの内部評価でやってきたことが本当に適切だったかという確認が必要ということがわかりました。

そこで、私も職員時代を振り返って、職員は大変な事務量がある中で、行政評価もやらなければならないということでもありますので、事務量の負担がかなり増大しています。

職員数や、先ほど言った事務事業の見直し、事中評価と事後評価を一本化して評価事務を行うなどして、しつこいようですけれども、現在の内部評価に加えて、外部評価というのですか、町長は今の内部評価を公表することによってわかっていたかと言うけれども、私はやはり専門的な知見から外部評価に向けて、先ほど町長も検討するという話がありましたけれども、ぜひ検討すべきと考えますが、いかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 北見市の外部評価も、馬場議員がおっしゃったとおりです。

実は、それはイメージが皆さんごちゃ混ぜになっているというか、事業評価とか、それから政策評価を評価していることではないです。

要は、その手法も含めて、評価の方法、3次評価的な要素、言うならば、有識者という方が、そういうやり方はどうかというんなことを言ってくれているのです。

そういう意味での外部評価は、今までのやり方で職員では気がつかないことも言われていますし、先ほど言った、評価視点の多角化という意味での外部評価と私は理解

しているので、美幌町を知っていて、美幌の中に大学の先生とか、弁護士、公認会計士などがいらっしゃるけれども、そういう方に別な目線で見てもらって外部評価は、私は現時点では難しいということで、考えていないということでもあります。

それから先ほど言ったのは、内部評価とは個別に、町民目線でこういうことに対してどうかという評価も別な外部評価ということでやっているところもあるので、そういうことも含めて、いろいろな方法を検討させていただきたいと思います。

北見の言っていることはそのとおりですけれども、事業評価とか、事中評価をする項目とは全く違う視点でいろいろ関わっていただいていると私は理解をしているので、それで、外部評価をやるやらないと言われると、やりたいという気持ちよりも検討するという意味ですけれども、すぐやりますということではないことも御理解いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 私も短時間で北見市役所に行ってきましたので、町長も検討するということでしたので、ぜひ、職員の負担にならないような事務評価の仕方も検討して、改善をして、やっていただきたいと思います。

時間の関係上、3番目の通学路の防犯カメラについて再質問させていただきます。

答弁の中の防犯カメラの設置がある反面、24時間にわたって監視が行われていることに対する肖像権、プライバシーの問題があることは理解しているところでございます。

そこで、私は、8月28日に今年度から小学校の通学路に防犯カメラを設置している訓子府町役場を訪問いたしました。

御心配のプライバシーの問題につきましては、防犯カメラの設置運用に関する要綱を定め、さらに細部にわたっての防犯カメ

ラの設置運用に関するガイドラインを定めております。

また、防犯カメラの運用に当たっては、警察署と協定を締結し、万全に対応しているとのことでもあります。

その具体的な対応としては、防犯カメラの設置についての近隣住民との同意は必ず取っている、住宅は映さない、街路灯に防犯カメラを設置する、関係機関・団体については幾度となく説明会を開催して、理解をしているなどの対応をしています。

プライバシーの問題については、このように対応すれば住民から防犯カメラの設置について理解をいただくと私は思いますけれども、いかがでしょうか。お尋ねします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 防犯カメラの設置を否定するものではないということ、まずは御理解いただきたいと思います。

訓子府の設置の状況、今日の道新には、三輪小学校の中に防犯カメラが2台ついているという記事も出ていました。

そういう意味でいけば、設置をしているところがあるとは思っているのですが、あくまでも、それを常時見ているわけではなくて、抑止とか、そういう見られているという犯罪を未然に防止するためには必要かもしれないですけれども、あえて、美幌において今それを積極的に設置する考えがないと理解していただきたいです。

基本は、町民の方々にいろんなことに関わっていただいて、安全・安心なまちづくりに努力をいただいています。それをしっかりやりたいという思いで今回の答弁をさせていただきます。

カメラを設置する必要がないということではありませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 私は、8月14日

に防犯協会の役員の方と私で美幌警察署を訪問し、通学路の防犯カメラ設置について相談させていただいた結果、設置について御理解をいただいたところでもあります。

また、8月26日に町内の小中学校5校を訪問して、校長先生、教頭先生にお会いし、通学路の防犯カメラ設置についてお話をさせていただいたところ、全部の学校について御理解いただいたと私は思っています。

その中で、御意見として、確かに不審者情報が少ないが、このような時代何が起こるかわからないので、防犯カメラの設置は必要であるという話もありました。

私は、日常的な見守りについては限界があると思います。そこを補完するためにも、防犯カメラを設置して犯罪の抑止効果をもたらすとともに、犯罪発生時や事件の解決に役立つ、そして、安全で安心に暮らせるまちづくりの実現に大きな役割を果たすものと考えます。

再度、防犯カメラの設置について、私も関係機関を回った中で、再度町長の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今回、学校も含めて、いろいろなところに馬場議員が出向いた防犯カメラの設置のお話についてお聞きしました。

それぞれの施設で、こういう状態があって、防犯カメラを設置してほしいということが、町民の皆さんの大勢の意見ということであれば、私は検討をせざるを得ないと思っています。

ただ、今の段階においては、何が起こるかわからないですけれども、安全のためにこれもあれもと設置することが本当にかっこいいということに対して、まだ心の中ではわかりましたとは言えないと思っています。

子供たちを育てる環境づくりについては、教育委員会が学校運営協議会を4月か

らスタートして、地域で関わってもらう人  
たちをしっかりと定めて始めております。

答弁書にも書かせていただきましたけれども、児童生徒の見守りも含めて、私はもう少し地域の人たちのマンパワーという  
か、人の力をお借りして、子供たちを守っ  
ていく美幌町を築いていけないかと思っ  
ております。

繰り返しますけれど、防犯カメラ設置を  
否定するものではありませんので、防犯カ  
メラをつけたからこれで安心ではなくて、  
実際に状況を24時間常時見ている、危な  
いと思ったら危ないよという声が出るとい  
うのであれば、そうですねと言えるので  
すけれど、やはり、子供たちに対する直接  
の声かけというか、見守りは、もう少し私  
は地域の人たちの力をお借りしたいと思  
いであります。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さ  
ん。

○7番（馬場博美君） 私も教育委員会に  
いたことがあり、当時はかなり不審者件数  
も多かった記憶があります。今聞きます  
と、少ないということで、安心はしている  
のですが、ある学校の教頭先生だと思っ  
たのですが、何が起きるかわからない。  
やはり防犯カメラの設置は必要だとい  
う話もありました。

そこで過去の経過を調べてみました。

平成27年12月定例会の稲垣議員の一  
般質問で、防犯カメラの設置についての町  
長の答弁がございました。

今町長がお話ししたとおり、当時の土谷  
町長は、防犯カメラの設置が、多様化する  
犯罪の抑止効果を高め、今後において安  
全・安心を求める町民意識の醸成が図ら  
れる場合は、検討が必要であるという答  
弁がされてございます。

この醸成が図られる場合というのは、平  
成27年から今まで町内事業者の防犯カ  
メラの設置件数は、美幌警察署に確認す  
ると件数はかなり増加しているという話  
も聞

きました。

あるいは、答弁の中にありましたドライ  
ブレコーダーの普及もあり、私は町民意  
識の醸成が図られつつあると思います。

ぜひ、設置については反対するものでは  
ないと町長は答弁されましたけれども、  
私はこの機会を逃しては、平成27年か  
ら何年かたっていますので、通学路の防  
犯カメラの設置について、進めるべきと  
考えますが、最後になりますけれども、  
町長いかがでしょうか。お尋ねしま  
す。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、平成27年  
の前任の土谷町長が答弁した内容を見  
せていただいております。

いろいろな状況が当時と変わってき  
ていくことも認めます。社会も複雑にな  
っていることも認めたいと思いますし、  
私どもが通学路に設置しなくても、い  
ろいろなお店、コンビニとか、この頃  
では、車がドライブレコーダーをつけ  
たりという意味では、防犯だけではなく  
て、見られているという感じがありま  
す。

ですから、設置するときにも、コン  
ビニ等に行けば、防犯カメラ作動して  
いますという表示もあって、その体制を  
どういうふうにするかということを検  
討させていただきたいと思っ  
ています。

そのことを踏まえて、設置を進めるか  
どうかという結論を、すぐ設置に向  
けて検討するという答弁は控えさ  
せていただきたいと思っ  
ています。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美  
さん。

○7番（馬場博美君） 最後になります  
けれども、町長おっしゃるとおり、町  
民目線で私も未熟でありますけれど  
も、今まで行政経験をした中で、反省  
すべき点が非常にあります。

町民の声を聞きながら政策を決定  
していただきたいと思っ  
ています。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（大原 昇君） これで、7番馬場博美さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、14時45分といたします。

午後 2時35分 休憩

---

午後 2時45分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

1 番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君）〔登壇〕 今後の新型コロナウイルス感染症対策について御質問いたします。

今年1月16日に神奈川県内の30歳代男性が国内で初めて新型コロナウイルス感染者として発表されて以来、若干古いですが、9月1日現在、延べ6万9,150人の感染が確認され、9,470人が今も治療を続けています。その間、残念ながら1,314人の尊い命も奪われました。北海道内においても、いまだ127人の方が治療を受けております。

国は、今年2月16日、専門家会議の初会合を開き、25日には対策の基本方針を発表し、26日には全国的なスポーツや文化イベントの中止・延期・縮小を要請いたしました。

北海道においても、2月26日、鈴木知事が2月27日から3月4日までの間、道内小中学校の臨時休校を要請し、2月28日には国に先駆けて緊急事態を宣言いたしました。

美幌町は2月23日、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、各種対応策を協議検討してきております。

町長自身も2月26日、美幌町ホームページに町民に向けて、日常的感染予防策をお願いする旨のメッセージを掲載し、その後も3月4日、3月17日、3月30日の3回にわたり町長メッセージを美幌町全戸

に配布し、感染予防に努めてきております。

また、妊婦、基礎疾患を有する方、75歳以上の独居・夫婦世帯等へのマスク等の配布や、プレミアム商品券発行事業補助金、営業・経営継続支援金事業など美幌町独自の支援も行ってきました。

それら対策が功を奏して、人的被害や大きな経済的ダメージを回避できている状況と思慮しているところであります。

8月28日に厚生労働大臣の会見がありました。「今までの感染者等の分析から、若年層を初め、感染者のうち8割の方々は軽症または無症状のままに治癒している。その一方で、高齢者や基礎疾患を有する方を中心として、2割の方々は肺炎症状が悪化し、さらに5%程度の方々は人工呼吸器管理などが必要になっている。こうした新たな知見などを踏まえると、この感染症を過剰に恐れ、社会経済活動を停止させるものではなく、メリ張りの効いた対策を効果的に講じていくことによって、重症者や死亡者をできる限り抑制しつつ、社会経済活動を継続することが可能になると考えている。また、今後の季節性インフルエンザの流行期も見据え、重症化するリスクが高い高齢者や、基礎疾患のある方への感染防止を徹底するとともに、医療資源を重症者に重点化していくこととします。」と述べております。

感染者に対する権限の運用についても、「指定感染症という位置づけは維持しつつ、政令改正も含めて検討し、こうした方向性にあったものに見直しをしていく。検査体制についても、重症化するリスクが高い高齢者への感染を未然に防ぐため、積極的な検査を実施していく。感染者が多数発生している地域などでは、医療機関や高齢者施設等に勤務する方や、入院、入所者を対象に症状はなくても定期的に検査を実施する。市区町村において、個人の希望に基づき、一定の高齢者や基礎疾患を有する方

に検査を行う場合には、国が支援する仕組みを構築し、そうした検査も進めていきたいと考えている。」とも述べております。

このように、新型コロナウイルス感染症対策の今後の国の考え方にに基づき、美幌町として今後の対策をどう考えるのかお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 戸澤議員の御質問に答弁いたします。

今後の新型コロナウイルス感染症対策についてですが、新型コロナウイルス感染症の国内での発生が継続的に報告され、感染者数は日々変化している状況にあります。

新型コロナウイルス感染症は、出現してから9か月しか経過しておらず、国におきまして、感染者等の分析を行いながら、効果的な対策の検討がされているところであり、町におきましても、これまで国や北海道の動向や指示を確認しながら、町民の生命と健康を保持するために必要な情報の提供や対策を講じてきたところであります。

御質問の今後の国の考え方に基づいた美幌町としての今後の対策であります。国の方針として検査体制の抜本的な拡充、治療薬やワクチン確保等が示されており、これらの取組を優先的に進めていただくことを前提として、町では、季節性インフルエンザの流行期に新型コロナウイルス感染症の疑いのある方がより迅速・スムーズに検査が受けられるよう、美幌医師会が実施主体となり、美幌町PCR検査センター設置を進めているところであり、当面は、医療的に検査が必要とされた方を対象とする考えであります。

また、国において新型コロナウイルスワクチンの開発が進められており、来年前半までに全国民に提供できる量を確保し、市町村を実施主体として無料で接種する方針が示されているところであります。

町といたしましても、これまで取り組んできた新型コロナ感染予防対策を継続して

いくことにより、感染の発生及び蔓延を防止するとともに、感染状況に応じた検査体制の確保、新型コロナウイルスワクチン接種が開始された場合は、速やかな接種体制の整備など、国の動向を確認しながら、必要な対策を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、答弁をいたしましたので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 再質問に入る前に、美幌町の町民の暮らしを支援する対策、あるいは事業者を支援する対策など、近隣市町に先駆けた美幌町における各種対策を評価したいと思います。

特に、特別定額給付金事業につきましては、水道料金等の口座情報を活用して、申請が非常にわかりやすい、簡単ということで、簡素化や支給が非常に早かったということで近隣市町からも非常に評価されております。そういった、事務手続の迅速化の一連の行動については大いに評価したいと思います。

また、3月4日を皮切りに、町長のメッセージを職員の方が自ら全戸配布した身軽さと、3回にわたり町長のメッセージを配布した。最近は出していないですけれども、そういう初期動作といたしますか、初期の感染対応については非常に評価しているところであります。

これは全般的に見ても、他市町と比べて、大いに自慢できる対応をしていると私自身思っておりますので、職員の方々の労苦に感謝と敬意を表すところであります。

それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、美幌町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置してはいますけれども、この構成メンバーに、感染症の見識者とか、経済の関係者がいるのか。もしいないとすれば、そういった意見を取り入れる、あるいは



は情報を仕入れることができるのか。例えば、道に聞くとか保健所に聞くとか、そういう情報を取り入れた中で、対策本部はいろんな対策をしているのか。

そういう組織上の観点についてお話しただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの本部の関係でございますが、役場内部につきましても、町長を本部長といたしまして、部局長等で構成しております、そのほか健康推進主幹の保健師が入っております。

専門的な学識経験を持っている方は入っていないですが、日頃から保健所とのつながりがありますので、必要な情報については随時、道、保健所からいただいた中で対応しているところでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 1 番 戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） この感染症に関する事項とか、いろんな対策、情報も含めて、そういうものを承知した上で、会議をしていると理解いたしました。

何回か会議をしている中で、今まで行ってきた経済対策、町民に対する支援も含めてやっているとあります。その中で、経済対策以外で何か内容としてなかったのか。

特に、今回PCR検査センターを設置すると思うのですが、対策会議の中で、例えば、こういう状況でこうなったときには必要だから、美幌町もPCR検査センターを設置しようとなったのか、そういう観点も含めて、対策会議で経済支援以外で何か目的を持ってやれていることがあれば紹介していただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 対策本部については、今、民生部長から見識者ということで、健康推進主幹の保健師がいますので、

彼女に情報を全部収集していただいています。今回、いろんなことを進めるに当たって、まず私どもは町立病院を持っておりますので、町立病院との連携、それから、具体的なものについては医師会とお話をさせていただいております。

また、医師会についても、医師会の立場から、ぜひ町としていろいろ協議をしたいということで、情報交換をしっかりとさせていただいておりますので、今までのPCR検査センター設置についても、基本的には町立病院の発熱外来で院長が判断している部分はあるのですが、医師会から今後増えた場合に、町立病院を守るためには別に考えていかなければいけないという御意見をいただいて、そういう話を医師会とした中で、私どもが何をすればいいかという御意見をいただいて、政策的につなげて今まできている状況でございます。

○議長（大原 昇君） 1 番 戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） よくわかりました。

それでは観点を改めて、新北海道スタイルの実践という観点で質問させていただきたいと思うのですが、今、役場庁舎にはつい立てを立てて窓口業務等の対応をしています。

新しい庁舎を建てておまして、来年の5月以降、新たに供用開始になると思うのですが、新しい庁舎の飛沫感染防止パネルは、今後のコロナを考えると恒常的になってくると思うのです。一時的なものではなくて、恒常的なものが必要になってくるだろうと思うのです。

そういう観点で、新しい庁舎にはそういうものがつくようになっているのか、あるいは、設計にはないから新たにでき上がってからつけるように考えているのか、その辺を教えていただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 御答弁申し上げ

げます。

新しい庁舎の体制のお話だと思います。

現時点におきましては、現庁舎の窓口等にパネルを飛沫感染防止のために設置しているわけですが、新庁舎でもそのパネルを持ち込んで使用することを現在は想定しているところでございます。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） 今のものを持ち込むということ、経費はかからないですけど、やはり一時的なものではなくて、ずっと続くと思うので、例えば、上から降ろして使えて、何もないときは上げておくとか、多少お金がかかると思うのですが、もし国からの補助金を使えるのであれば、そういうものをつけるとか、あるいは、ソーシャルディスタンスですか、待合室とか、職員間のスペースも経済部が入ってくるので、当初設計していた頃よりも距離を取るためにはもう少し広く使わなければならない部分が出てくると思うのですが、そういう観点も含めてどうでしょうか。

新しい庁舎に移動したときには。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 確かに、今回のコロナ禍において、新しい庁舎では職員の安全管理を行った上で、そして、来庁される町民の皆様の安全管理もしっかり認識した上で運営しなければならないと考えております。

現状においては、先ほど私が答弁したとおりですが、例えば、今後の状況にもよりますが、新庁舎において何らかの施設の設置、設備が必要になるのであれば、まだ時間もございますので、対応したいと思っておりますけれども、現時点での押さえとしては必要はないというか、ソーシャルディスタンスも含めて、執務室の中では安全な環境を整えることができるという認識で受けとめているところであります。

す。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） 役場を利用する町民の方も待合室で待つ機会もあると思います。

今はどこの商業施設、工業施設もそうですけれども、きちんとテープを貼って、この位置で待ってくださいとか、待合スペースの椅子ですと真ん中は座れないようにして間を空ける形とか、そういうふうにやっていますので、それがいつ解除してもいいか先が見えない中で、そういうものも含めて、現在建設中ですから、少し修正するだけでできると思うのです。行ってからという話ではなくて、今から考えて、実際に引っ越しして配置するときには、今までの計画はこうだったけれど、ここを少し直そうとか、そういうことが必要ではないかと私は思います。

次に、北海道コロナ通知システムを当然知っていると思います。

例えば、博物館に行って携帯電話をかざして、もしコロナ感染者がいたら通知が来るというものを、美幌町の公共施設で取り入れているところがあるのか、博物館で取り入れていれればいいですけど。

それから、国がやっている接触確認アプリがあります。COCOAという。私もやっていますが非常に簡単です。それに対する町としてのPRが余り見られないです。ホームページを見てもないし、広報でも見たことがない。

そういったシステムの促進という観点で、何か対策を取られていけばお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問ですが、公共施設において、今現在そういったものは取り入れていない状況でございます。

また、アプリにつきましても、町として

普及促進とか、その辺のPRも特に行っていない状況でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 町内の方々が出入りする施設は必要ないと思うのですが、町外あるいは道外、東京とか、よくお客さんが来られる、博物館はどうかかわらないですけれども、そういう施設は導入すべきではないかと思うのです。

ウイルスを持って来場するという形になりますから、そういうところはぜひ検討していただきたいと思います。

それから、国が推奨しているCOCOAです。

これについては、携帯電話、スマートフォンを持っていれば、簡単にインストールして、位置情報をオンにしておけばすぐできますので、ぜひPRしていただきたい。国もPRしていると思います。利用してくださいという形で。何とかPRの手段を考えていただいて、町民の方が1人でもこういうシステムを利用できるようにしていただければと思います。

次に、PCR検査についてお伺いしたいと思います。

誰でも、いつでも、どこでもと言っている人もいますけれども、それには私は反対です。

町民皆が受けたらいいというのは、今日受けても明日感染する可能性があるから、そういうのは反対ですけれども、ただし、必要な人には必要なときにやるべきだという考えがあります。

そこで、美幌町が出したPCR検査センター設置の資料をいただいて、国保病院で抗原検査ができますと書いていたのですが、今、国保病院ではPCR検査は検体をとって送ると思うのですが、抗原検査自体は国保病院でやって、検査結果が出るようになっているのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 国保病院におきましては、現在、北海道との行政検査の委託契約を結んでおりまして、病院の中で抗原定性検査、いわゆる簡易検査キットを用いて、鼻咽頭拭い液、喉の奥から検体を採取して、試薬と混ぜて検査キットに落とすことで、約30分から40分で判定できると。ただし、発症してから2日から9日という限定つきの検査を実施することが可能になってございます。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 8月28日に国の今後の対応方針ということで、感染拡大地域においては、高齢者施設などで働く人や施設の利用者に対するPCR検査や抗原検査などの定期的な一斉実施を自己負担のない行政検査として公費で行うことを盛り込んだとありました。

通常は、コロナ感染の疑いも症状もない人へのPCR検査は保険適用外となるため、自費で受ける場合は2万円から4万円かかると言われております。

これらを踏まえて、美幌町には高齢者施設、介護施設、障がい者施設がありますけれども、今は美幌町あるいは管内で感染者が発生していないと思うのですが、例えば、美幌町に感染者が出ました。それが増えてきましたといった場合、高齢者施設、介護施設、障がい者施設で働いている方、入所している方は非常に不安に思うと思います。

そこで、国が定義している感染拡大地域においては、国が面倒を見ますと言っていますが、この感染拡大地域という定義がわかりません。例えば、私が言ったように美幌町で二、三人、コロナの患者が発生したといった場合は、国の補助とか、そういうのは得られるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御

質問でございますが、9月4日に事務連絡で、国から都道府県宛てに出た内容でございまして、内容の詳細については、まだ明らかになっていない状況でございますので、こちらとしてもそういった感染拡大地域というのがどういうものかということ、今現在詳細はわかっておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 福岡市は8月26日、介護従事者を対象にPCR検査を受けた場合の費用の一部を助成する方針を固めた。一定の身体接触が必要な介護の現場では、職員と介護施設の利用者が密になり、感染が拡大しやすいと。利用者には高齢者や基礎疾患がある人が多いため重症化のリスクも高いということで、福岡市は一部助成しますと。

あと、東京都は9月3日、高齢者や障がい者の入所施設を対象に、PCR検査などの費用を支援すると発表したということで、従来2万円以上かかるとされる、症状のない人などの保険適用外のPCR検査が自己負担なく受けられるというように、いろんな市町村でも、いろんな条件を踏まえてですけれども、補助の対象にする、無料化にするとやっているところもあります。

今言ったように、感染拡大状況がわからないという場合、基礎疾患のある人や、そういうところに従事している職員、入所者の方は非常に不安を抱えていると思うのですけれど、美幌町独自で何か一定の条件を決めて、こういった場合にはその職員、入所者は補助します、美幌町で面倒を見ますというような施策は今後考えられませんか。町長。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） お話を承った内容で、本当はそういう検査体制ができる状況であれば、検討することは可能だと思うのですが、まずは、こういう人たちを対象に

検査をとるか、そういう部分でよければ、美幌の今の体制としては医師会の先生方にしっかりと相談した中で、どうしていくかを決める状況かと思っています。

事前に医師会の会長と話したときに、例えば、世田谷の方式とか、いろいろな話をしたときに、やはり、町民の方々からはいつでも受けられるようにという話はあるのですけれども、現実的にはそれだけの対応をどうするかをはっきり見定めた中で判断していかなければという話をされてきました。

ですから、そういうことを言うことによって、国はそういう体制をとると言って、私も本当に期待はしています。では、具体的にどうするか早く示してということをしつかりお聞きした中で進めないで、医師会の会長から言われたのは、ただ地域の医療崩壊につながることで、安易に物事を発言したり、進めたりはしないでいただきたいということでありますので、それをどうするかということについては、医師会の先生方と十分に協議した中で判断することだと考えております。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 医療崩壊は絶対に起こしてはだめですから、ぜひ医師会の方と相談して、国は支給する要件が不透明だけれど、美幌町においては、例えば、介護施設の職員が感染した場合は、職員、あるいは入所者全部含めて、PCR検査をやりたい。町の補助でやりたいということを検討していただければと思います。

次に、イベントの関係で再質問させていただきたいと思うのですけれども、美幌町もふれあい祭りとか図書館フェスティバル、それから赤ちゃん誕生記念植樹とか、敬老会が中止だと発表されております。

民間ベースで何かイベントをやろうとすると美幌町のイベントを基準に考えがちです。美幌町の敬老会が中止だから、うちの

自治会の敬老会もできないという形になると思うのです。

昨日、9月19日からイベント人数を緩和しますと国が発表していますが、非常にわかりづらいです。

例えば、感染リスクの少ないイベント、クラシック音楽コンサート等については100%以内に緩和とか、その他のイベント、ロックコンサートとかスポーツイベントについては、50%以内とか、余りにも美幌町とかけ離れた規模のイベントの話をしていますので、非常にわかりづらいです。

例えば、パークゴルフ大会は、外で風通しもいいし、大人数でやるスポーツでもありませんから、パークゴルフ大会はこういうことに気をつけてやればいいのか、カラオケ大会もこんな感じであればいいのか、ほかのサークル活動もやっていると思うので、そういうものも含めて、ある程度、こういうイベントについてはこういうことに気をつけてやりましょうとか、飲食を伴うイベントについてはだめとか、あるいはスペースを開けてやるとか、そういう基準を周知すれば、もう少しイベント関係が盛り返していくのではないかと思いますので、その辺はどうでしょうか。町長。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 非常に難しい状況だと思っています。

私どもの行事もそうですけれど、中止する率が多い、気持ち的には中止という線を引くのではなくて、それに代わるものが何かできないかというアイデアを皆さんにお願いしているという実態であります。

基本的には、冒頭、戸澤議員から言われました新北海道スタイルで、今回、イベント等の人数の規制であったり、少しずつイベント等、催事についても進み始めているという状況であるように思っています。

例えば、町民会館での集まりなどの音楽会についても人数を制限して、その中で、

ふだん注意していただきたいことをしっかりとやる。消毒をしっかりとやる。

それから、隣とのソーシャルディスタンスと言っていますが、8月28日にはフィジカルディスタンスに言い方を変えたほうがいいということもありまして、社会的というよりも物理的に距離をとるというフィジカルディスタンスということもあって、それをきちんとやっていただくことで、私はふだん言っていますが、ただ下を向かないでチャレンジしてほしいと職員にも言っていますので、全てが中止ではなくて、徐々に進み始めているのかなと思っています。

ですから、あえてこうしたらいいというよりも、ふだんやっている、やらなければいけないことをしっかりとやっていただければ、コロナ禍でウィズコロナということで、前に進んでいくように私は思っています。

よろしくをお願いします。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 新北海道スタイルの考え方がもともとそうなのです。

道民となっていますけれど、ライフスタイルのチェンジとか、事業者のビジネススタイルのチェンジですとか、それらの取組を可視化して工夫が工夫を呼ぶということで、新しいビジネスチャンスの拡大だということをやっていますので、ぜひ、何でも中止にすれば楽だと思ってしまうのですが、そうでなくこういうふうに変えて挑戦していきましょうということが大事だと思うのです。

民間団体レベル、民間が企画するものについては、どうしても町のイベントを参考にしてしまうと、町ができなければ無理だとなってしまうと思うのです。特に、敬老会もそうです。美幌町でできないから自治会もできないとなって中止になることが結構あると思うのです。だから、ぜひ挑戦し

ていただきたいと思います。

次に、視点を変えまして、教育委員会に  
関係すると思うのですけれども、3密を回  
避した少人数学級の編成ということで、教  
育実行会議が政府に要請したということ  
で、安倍元総理の諮問機関ということで、  
効力を発していないかもしれないですけれ  
ども、ポストコロナの学びの検討を進める  
教育再生実行委員会のワーキンググループ  
は8日会合を開き、3密を避けるための少  
人数学級実現に向けて、教室や教員の確保  
といった環境整備を政府に求めることで合  
意したと。上限が40人、小学1年生は3  
5人となっている規模を、会合では将来的  
に20人まで減らすべきだという意見も出  
たということで、いろんなところが国に提  
言していると思うのです。

国も、すぐにはそのようにならないと思  
うのですけれども、美幌町も必然的に美  
小、東陽小あたりは、去年のデータで1学  
級多いところで35名ぐらい。少ないところ  
だったら、25名とかです。旭小だと多く  
て、去年の1年生は41名もいたので  
す。去年の1年生が1クラスです。旭小学  
校は全部1クラスしかありませんので、3  
7名とか32名とか、30名をほとんど超  
えているところが多いです。

美小、東陽小は20名学級もありますけ  
れども、いずれにしましても、今後、今ま  
で35人学級だと言っていたのをもう少し  
下げて、この提言があるように20人学級  
ぐらいにしていかななくてはならないと思  
うのです。

そういった中で、国の動きは、まだ要請  
して何も出ていないと思うのですけれど  
も、例えば、美幌町独自で20人学級を推  
奨していく場合に、加配教員、そういう方  
たちのお給料を町で見なくてはならないで  
すし、そういうことが可能であるとすれ  
ば、国の法律上、規則上、美幌町でクリア  
できればいいのか。美幌町で財政面をク  
リアしたとしても、法律があってできない

のか。そういう法律はないからできるの  
か。

町独自で20人学級をやるといった場  
合、できる可能性はあるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） ただいまのお尋  
ねでございますけれども、町としましても  
少人数学級は、教育再生実行会議の中でも  
お話がありますけれども、きめ細やかな対  
応ができるということで、これまでも取り  
組んでいるところでございます。

また、現在の状況でございますけれど  
も、予算としましては、少人数学級対応と  
して1名分措置しておりますけれども、こ  
ちらにつきましては全小学校とも道費で対  
応できておりますので、実際は町雇用の教  
職員はいない状況です。

議員お尋ねのように、制度としては財政  
上の負担が伴いますけれども、町が予算措  
置をして雇用することは可能だと思いま  
す。

しかしながら、別の問題でいきますと施  
設的なハードルもございます。そういった  
もろもろの課題はありますけれども、可能  
といえば可能でございます。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さ  
ん。

○1番（戸澤義典君） 制度的には可能と  
いうことで、施設的には、昔は各4個クラ  
スぐらいで使っていたと思うのです。現状  
は、例えば20人学級とすると1学年3個  
クラスぐらいです。

18教室とそれにひまわりですとか、い  
ろいろあると思うのですけれど、施設的に  
は若干狭いという認識でよろしいでしょ  
うか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 施設の関係でご  
ざいますが、議員おっしゃるように児童数  
総体では減っております。

しかしながら、特別な支援を要する子供  
の数が増えておりますので、現状としまし

ては教室にはほとんど余裕はない状況でございます。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） わかりました。

制度上はできるということで、あとはお金と施設の問題ですね。

次に、オンライン教育について、GIGAスクールの関係でタブレット等を準備していると思うのですが、生徒へのタブレットの配付時期はいつ頃になるのか。また、オンライン教育の開始可能時期はいつ頃になるのかお聞きしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） GIGAスクール構想の1人1台タブレットの件でございますが、契約議決を今回の議会で提案させていただきます。

これをお認めいただけるとした場合、年度内には配備されることで考えている状況であります。

また、その前に不測の事態が生じた場合におきましては、今、各家庭でもパソコン・タブレットがあります。

そういったものを活用しながら、学びを止めない、こういったことに取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） ハード面は年度内にそろいましょうということで、教える教員の知識も含めて、オンライン教育を開始できるのは来年4月以降からできるのか、もう少しかかるのか、その辺をお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 年度内に教職員に対する研修等を行ってまいりますので、4月以降に物が入りましたら随時活用していける体制をとっていきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 今年の冬には間に合わないですね。来年4月以降からできるということで、期待したいと思います。

最後の質問になります。

感染者に対する誹謗中傷対策ということで、美幌町のホームページを見ますと、いろいろと対策をやっていますと書いていますけれども、ほかの町と比較しても、誹謗中傷対策ですとか、町民皆様へこんなことに気をつけてくださいというお願ひが見られなかったのです。

美幌町のホームページにはいろんなことが書いてあるのですが、対策のことをいろいろ書いてはいます。

その中で、ぜひ一度参考にしてもらいたいですけれども、赤平市のホームページを1回御覧になっていただきたいと思うのです。

1番最初に、市民の皆様へお願ひということいろいろ書いています。カーソルを下ろしていくと、新型コロナウイルス感染症に伴う差別や偏見、誹謗中傷をなくしましょうということを書いていっています。

報道を見ますと、コロナに感染した当初はひどい中傷を受けた。いたずらに電話が来たと結構見ます。

ある程度理解してもらったら、頑張っている励ましのメッセージに変わったということで、どうしても偏見の目を持つと思うのです。

そういうことがないように、今は美幌町ではコロナが出ていませんし、感染拡大していませんから、ふだんからそういうメッセージを伝えていくことが誹謗中傷対策になっていくと思うのです。

誰でもかかる、誰がかかってもわからないです。あした、私がかかるともしれないですし、町長だって3日後にかかるかもしれない。それはわかりません。

誰でもかかる可能性があるということ

もっとPRして、かかった人には誹謗中傷ではなくて、思いやりの気持ちで接することが大切だということを広くPRしていただきたいですけれども、どうでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今おっしゃったことについては、そのとおりだと思います。

美幌町内で発生した場合について、発生内容をお知らせするよりも、感染した方をしっかり町民の皆さん方で誹謗中傷をしないで、しっかり守って、そして皆さんが感染しない、ふだんやることをしっかりやりましょうということは本部会議の中でも言っています。

そういう意味では、御指摘のとおり、外に向けてのPRが足りないと私も認める所でございますので、今後、今御指摘のあったことについて、赤平市を参考にしながら、しっかり発信したいと思います。

もう1点、誹謗中傷対策とは別ですけれども、家庭内でかかった場合はどうなるかということで、非常に不安を抱いている方もいるということで、これも健康推進担当の保健師の方々にまとめていただいて、家庭で注意いただきたいことという発信もしています。

なかなか気がつかないとか、例えば、近くで感染が疑われるときに、医療機関等に収容されればいいですけど、そうではなかった場合に家庭でどうしなければいけないかということは、以前から本部会議の中で協議をされていて、そういう発信もやり始めたところでもありますので、御覧いただければと思います。

今指摘されたことは、しっかり発信したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 再質問の冒頭に述べたように、美幌町の今までの対策は非常に評価していますし、町民の方も非常に評

価していると聞いております。

ぜひ、この評価を裏切らないように、今後も町民のための対策を取っていただくことを期待しまして、一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（大原 昇君） これで、1番戸澤義典さんの一般質問を終わります。

以上で、本日の一般質問を終わります。

---

### ◎散会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後 3時33分 散会



美幌町議会議長

署名議員

署名議員